

第2次龍ヶ崎市 男女共同参画基本計画

〈龍ヶ崎市女性活躍推進計画〉

〈龍ヶ崎市DV防止基本計画〉

平成31（2019）年度～2028年度

すべての人が ともに輝きながら 生きるために

平成31（2019）年3月

龍ヶ崎市

はじめに

地域社会は今、予想をはるかに超える速度で変化しています。人口減少、少子高齢化の急激な進行や、それに伴う労働力人口の減少により、社会的に女性の積極的な登用が望まれています。そして、情報通信技術の発展、経済のグローバル化、自然災害の増加などにより、ライフスタイルや価値観も多様化し、すべての人が互いにその人権を尊重しつつ、その個性と能力を十分に発揮することができるためにも、男女共同参画社会の実現は、重要な課題となっています。



本市では、平成5年に生活福祉部内に婦人児童課婦人係を設置して以来、平成14年の龍ヶ崎市男女共同参画推進条例の制定をはじめ、平成21年に「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでまいりました。この度、計画期間の満了を迎えたため、今後予想される新たな課題への対応と、推進体制の強化を図るため、新たに「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定いたしました。

本計画は、『すべての人が ともに輝きながら 生きるために』を基本理念として、これまでの男女共同参画社会の実現に向けた施策を引き継ぐだけでなく、前回の計画策定からの10年の間に改正された配偶者暴力（DV）防止法や、新たに公布された女性活躍推進法を踏まえ、一体的な市町村計画として策定したものであります。

今後は、この計画に基づき、市民、事業者、関係機関、団体の皆様と連携、協力を図りながら各種施策を推進して参りますので、市民の皆様のなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見、ご提言をいただきました市民、事業所の皆様をはじめ、ご尽力を賜りました龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会の委員の皆様、関係各位に心から感謝申し上げます。

平成31（2019）年3月

龍ヶ崎市長 中山 一生

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第3節 計画の期間.....	2
第2章 計画策定の背景	3
第1節 世界の動き	3
第2節 国における動き	4
第3節 茨城県における動き.....	6
第4節 龍ヶ崎市における動き.....	6
第3章 龍ヶ崎市の現状	8
第1節 人口の状況.....	8
第2節 出生の状況.....	9
第3節 世帯の状況.....	10
第4節 結婚や離婚の状況	11
第5節 就業の状況.....	13
第6節 配偶者暴力（ドメスティックバイオレンス・DV）の状況.....	15
第7節 男女共同参画社会に関する市民意識調査結果の概要	17
第8節 男女共同参画社会に関する企業意識調査結果の概要	28
第9節 第1次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画の総括.....	33
第4章 計画の基本的な考え方	35
第1節 基本理念.....	35
第2節 基本目標.....	36
第3節 施策の体系.....	38
第5章 実施計画	39
基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	39
基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進.....	42
基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり.....	47
基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり	51
基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重	59
指標一覧.....	62

第6章 推進体制	64
第1節 計画の推進体制	64
資料編	66
1. 法令、条例等	66
2. 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会	97
3. 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議	100
4. 策定経過	102
5. 諮問、答申	104

※平成から新元号に移行するまでの間、暫定措置として平成の後ろに西暦を併記しています。

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

本市においては、平成14(2002)年に「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく基本的な計画として、平成21(2009)年2月に「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

計画策定以降、少子高齢化社会の本格的な到来、東日本大震災等を契機とした安全・安心に対する不安の高まり、経済・社会のグローバル化の進行など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

また、この間、国においては、平成13(2001)年に施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力(DV)防止法[※])」は、平成16(2004)年、平成19(2007)年の3年ごとの改正により充実が図られ、その後、平成25(2013)年に改正、平成27(2015)年には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法[※])」の公布、「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定、平成29(2017)年には「育児・介護休業法」改正、「性犯罪の厳罰化の改正刑法」公布、平成30(2018)年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布等により、女性を取り巻く環境が整備されてきています。

このような中、すべての人がいきいきと暮らし、働き、活動し、幸せを実感できるためには、社会のあらゆる場面で共に参画し、それぞれの個性を発揮できる多様性に富んだ社会の構築が必要です。

「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」は、「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」の計画期間の満了にあたり、現在の男女共同参画をとりまく諸情勢を踏まえ、今後予想される10年の課題に取り組むことで、本市における男女共同参画社会の実現を目指すために策定するものです。

なお、今回の改定にあたりましては、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村計画というだけでなく、「女性活躍推進法」及び「配偶者暴力(DV)防止法」などに基づく一体的な市町村計画としての位置づけとなります。

※女性活躍推進法:自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮することができるよう環境を整備するための法律です。

※配偶者暴力(DV)防止法:配偶者や恋人等からの暴力に係る通報・相談・保護・自立支援等の体制を整備し、暴力の防止及び被害者の保護を図るための法律です。

第2節 計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」です。
- (2) 本計画は、「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」に基づき、市・市民・事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (3) 本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」です。
- (4) 本計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」です。
- (5) 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」及び茨城県の「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」を踏まえるとともに、市の最上位計画である「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」をはじめとする関連計画との整合性や調整を図り、市における男女共同参画に係る施策の基本方針と具体的な施策を明らかにするものです。

第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン

第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画 龍ヶ崎市女性活躍推進計画 龍ヶ崎市DV防止基本計画

子ども・子育て支援事業計画

障がい者プラン・第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画

高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画

第2次健康増進・食育計画 健康りゅうがさき21

その他関連計画

国：【関連法令・第4次男女共同参画基本計画】

県：【関連条例・茨城県男女共同参画基本計画（第3次）】

第3節 計画の期間

計画の期間は、平成31（2019）年度から平成40（2028）年度までの10年間とします。

また、中間年度である平成35（2023）年度を見直しの年度とします。

なお、計画期間中に法改正や社会の情勢等に変化があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

第2章 計画策定の背景

第1節 世界の動き

■1975年（昭和50年）「国際婦人年」設定

1976年（昭和51年）からの10年間を「国連婦人の10年」とすることが決まりました。同年にメキシコシティで開催された「国際婦人年世界会議」において、女性の自立と地位向上を目指し、各国が10年間に取り組むべき指針となる「世界行動計画」が採択されました。

■1979年（昭和54年）「女子差別撤廃条約」採択

■1980年（昭和55年）「女子差別撤廃条約」署名

デンマークのコペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年世界会議」で、国連憲章や女子差別撤廃宣言等に規定された性による差別禁止の原則を更に具体化した「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」の署名式が行われました。

※現在、「女子差別撤廃条約」は「女性差別撤廃条約」とも言われています。

■1985年（昭和60年）「ナイロビ将来戦略」採択

ケニアのナイロビで開催された「国連婦人の10年ナイロビ世界会議」で、世界行動計画の実現期限を2000年まで延長することが決定され、「2000年に向けての女性の地位向上のためのナイロビ将来戦略（ナイロビ将来戦略）」が採択されました。

■1993年（平成5年）「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

国連総会で「宣言」が採択され、女性に対する暴力が公私を問わず重大な人権侵害であり、その根絶が急務であることが確認されました。

■1995年（平成7年）「北京行動綱領」採択

中国の北京で開催されたアジアで初めての世界女性会議で、21世紀に向けて各国やNGOなどが取り組むべき行動指針となる「北京行動綱領」が採択されました。

■2000年（平成12年）「女性2000年会議」開催、「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第1325号」採択

国連本部で開催された会議で、21世紀に向けての行動指針である「政治宣言」と「北京宣言と行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」が採択されました。

■2005年（平成17年）「北京宣言及び行動綱領」等の再確認の実施

第49回国連婦人の地位委員会（CSW）において「北京宣言及び行動綱領」と「女性2000年会議」の成果文書の再確認と実施状況の評価・見直しが行われました。

■2011年（平成23年）「UN Women[※]」発足

女性と女兒に対する差別の撤廃や女性のエンパワーメントに取り組む組織として、ユニフェムを含む4つの女性機関を統合し、2010年（平成22年）の国連総会決議により設立された「UN Women」が発足しました。

※UN Women: 2010年7月2日の国連総会決議により、DAW(国連女性地位向上部)、INSTRAW(国際婦人調査訓練研究所、OSAGI(国連ジェンダー問題特別顧問事務所)、UNIFEM(国連女性開発基金)の4つの女性機関を統合して設立された、United Nations Entity for Gender Equality and Empowerment of Women(ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関)の略称です。

■2014年（平成26年）「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議採択

■2015年（平成27年）「持続可能な開発のための2030アジェンダ[※]」採択

国連総会において採択された「2030アジェンダ」の中で、経済・社会・環境などの開発問題に対応するための17のゴール（持続可能な開発目標 Sustainable Development Goals: SDGs）のひとつに、「ジェンダー平等と女性・女児のエンパワーメント」が掲げられました。

第2節 国における動き

■1975年（昭和50年）「婦人問題企画推進本部」設置

総理府内に「婦人問題企画推進本部」が設置され、1977年（昭和52年）に「国内行動計画」が策定されました。

■1985年（昭和60年）「男女雇用機会均等法」の公布、「女子差別撤廃条約」批准

「男女雇用機会均等法」などの国内法の整備を進めました。この年、「女子差別撤廃条約」を批准しました。

■1987年（昭和62年）「新国内行動計画」策定

長期的展望に基づいた女性に関する施策の基本的方向を定めた「西暦2000年に向けての新国内行動計画」が策定されました。

■1991年（平成3年）「育児休業法」の公布

■1994年（平成6年）「男女共同参画審議会」、「男女共同参画室」設置、「男女共同参画推進本部」設置

■1996年（平成8年）「男女共同参画2000年プラン」策定

21世紀に向けた男女共同参画社会の形成を促進するために「男女共同参画2000年プラン」が策定されました。

■1999年（平成11年）「男女共同参画社会基本法」公布、施行

男女共同参画社会の形成を21世紀の最重要課題として位置付ける「男女共同参画社会基本法」が公布・施行されました。

■2000年（平成12年）「男女共同参画基本計画」閣議決定

「男女共同参画社会基本法」に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るための基本的な計画「男女共同参画基本計画」が策定されました。

■2001年（平成13年）「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置

■2001年（平成13年）「配偶者暴力（DV）防止法」公布、施行

女性に対する暴力を人権に関わる問題と捉え、暴力の防止と被害者の保護を目的とした「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（「配偶者暴力防止法」又は「DV防止法」）」が公布・施行されました。

※持続可能な開発のための2030アジェンダ:2000年の国連ミレニアムサミットで策定されたミレニアム開発目標(MDGs)が2015年で終了することをうけ、向こう15年間の新たな持続可能な開発の指針を策定したものです。

■2003年（平成15年）「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」閣議決定

社会のあらゆる分野において指導的地位に女性が占める割合が2020年（平成32年）までに少なくとも30%程度になることを期待し、女性のチャレンジ支援策に取り組むことが明記されました。

■2005年（平成17年）「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定

■2007年（平成19年）「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス※）憲章」、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定

国民全体の仕事と生活の調和の実現が我が国社会を持続可能なものにする上で不可欠であることから、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組むための「憲章」と「行動指針」が、「官民トップ会議」において策定されました。

■2010年（平成22年）「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定

■2013年（平成25年）「日本再興戦略」閣議決定

「女性が働きやすい環境を整え、社会に活力を取り戻す（女性の活躍推進）」ことが戦略の中核に位置付けられました。

■2013年（平成25年）「配偶者暴力（DV）防止法」改正

生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者についても、法の適用対象とされることとなりました。法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

■2015年（平成27年）「女性活躍推進法」公布

自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるようにするために、10年間の時限立法として「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が公布されました。

■2015年（平成27年）「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定

■2016年（平成28年）「男女雇用機会均等法」改正

妊娠・出産等に関するハラスメント防止措置義務が新設されました。

■2017年（平成29年）「育児・介護休業法」改正、「性犯罪の厳罰化の改正刑法」公布

「育児・介護休業法」改正：育児休業期間の延長、育児休業等制度の個別周知、育児目的休暇の新設が追加されました。

「性犯罪の罰則化の改正刑法」公布：非親告罪化、強姦罪から強制性交等罪（被害者の性別は問わない）への変更、監護者性交等罪の新設、法定刑の下限が有期懲役3年以上から5年以上に引き上げられました。

■2018年（平成30年）「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布

政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与する法律が公布されました。

※ワーク・ライフ・バランス：仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらすものですが、同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしに欠かすことができないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増します。国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる状態のことをいいます。

第3節 茨城県における動き

■1978年（昭和53年）「青少年婦人課」設置

茨城県における男女共同参画への取組が始まりました。

■1980年（昭和55年）第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」位置づけ

■1986年（昭和61年）新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」位置づけ

■1991年（平成3年）「いばらきローズプラン21」策定、「茨城県女性対策推進本部」設置

茨城県における女性行政施策の推進を図るために、庁内の体制が整備されました。

■1994年（平成6年）福祉部に「女性青少年課」設置

■1995年（平成7年）茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」位置づけ

■1996年（平成8年）「いばらきハーモニープラン」策定

茨城県が取り組むべき女性施策の指針として、男女のより良いパートナーシップの確立を基本理念とした「いばらきハーモニープラン」が策定されました。

■2001年（平成13年）「茨城県男女共同参画推進条例」制定

「男女共同参画社会基本法」の理念を受けて、男女共同参画社会の実現に向けて、県・県民・事業者が一体となって取り組むための基本となる「茨城県男女共同参画推進条例」が制定・施行され、同時に「茨城県男女共同参画審議会」の設置、「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」への名称変更など、推進体制が整備されました。

■2002年（平成14年）「茨城県男女共同参画基本計画（新ハーモニープラン）」策定

「男女共同参画社会基本法」に基づく法定計画として、「茨城県男女共同参画基本計画」と「茨城県男女共同参画実施計画」が策定されました。

■2005年（平成17年）「女性プラザ男女共同参画支援室」開設

男女共同参画施策を推進する拠点として、「女性プラザ男女共同参画支援室」が、茨城県女性青少年課に開設されました。

■2006年（平成18年）新たな「茨城県男女共同参画実施計画」策定

■2011年（平成23年）「茨城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定

■2016年（平成28年）「茨城県男女共同参画基本計画（第3次）」策定

第4節 龍ヶ崎市における動き

■1991年（平成3年）龍ヶ崎市第3次総合計画（後期基本計画）に「女性の社会参加」位置づけ

■1993年（平成5年）生活福祉部に「婦人児童課婦人係」設置

■1994年（平成6年）「女性問題に関する市民意識調査」実施

市内在住の満20歳以上の男女2,000人を対象に実施しました。

- 1996年（平成8年）龍ヶ崎市第4次総合計画に「男女共同参画社会の形成」を位置づけ、「女性問題ハンドブック」作成
- 1996年（平成8年）「龍ヶ崎市女性行政推進委員会設置条例」施行、「龍ヶ崎市女性行政推進会議」設置
- 1997年（平成9年）婦人児童課婦人係から「女性児童課女性係」改称
- 1998年（平成10年）「龍ヶ崎市女性プラン～いまから、いまこそ。～」策定
- 1999年（平成11年）企画財政部企画調整課に「女性行政推進室」設置
- 1999年（平成11年）男女共同参画へのメッセージ「男（ひと）と女（ひと）の一行詩」募集
- 2000年（平成12年）「女性議会」開催
- 2002年（平成14年）「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」、「龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例」施行、企画調整課女性行政推進室から「企画調整課男女共同参画推進グループ」に改称
- 2003年（平成15年）市民公室秘書広聴課に「女性共同参画推進グループ」設置
- 2004年（平成16年）男女共同参画へのメッセージ「男（ひと）と女（ひと）の一行詩」でイラストの部も募集
- 2006年（平成18年）市民公室秘書広聴課に「市民行政推進グループ（男女共同参画担当）」設置
- 2007年（平成19年）環境生活部市民協働課に「市民協働推進グループ（男女共同参画担当）」設置
- 2007年（平成19年）「男女共同参画社会に関する龍ヶ崎市民意識調査」実施
市内在住の満20歳以上満80歳未満の市民3,000人を対象に実施しました。
- 2009年（平成21年）「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」策定、男女共同参画へのメッセージ「定型詩の部」「手紙・メッセージの部」を追加
- 2012年（平成24年）「イクメン川柳」募集
- 2014年（平成26年）市長公室に「秘書・広報グループ（男女共同参画担当）」設置
- 2017年（平成29年）「男女共同参画社会に関する市民意識調査」実施
市内在住の18歳以上の市民3,000人を対象に実施しました。
- 2018年（平成30年）福祉部こども家庭課に「家庭子育て応援グループ（男女共同参画担当）」設置
- 2019年（平成31年）「第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」策定

第3章 龍ヶ崎市の現状

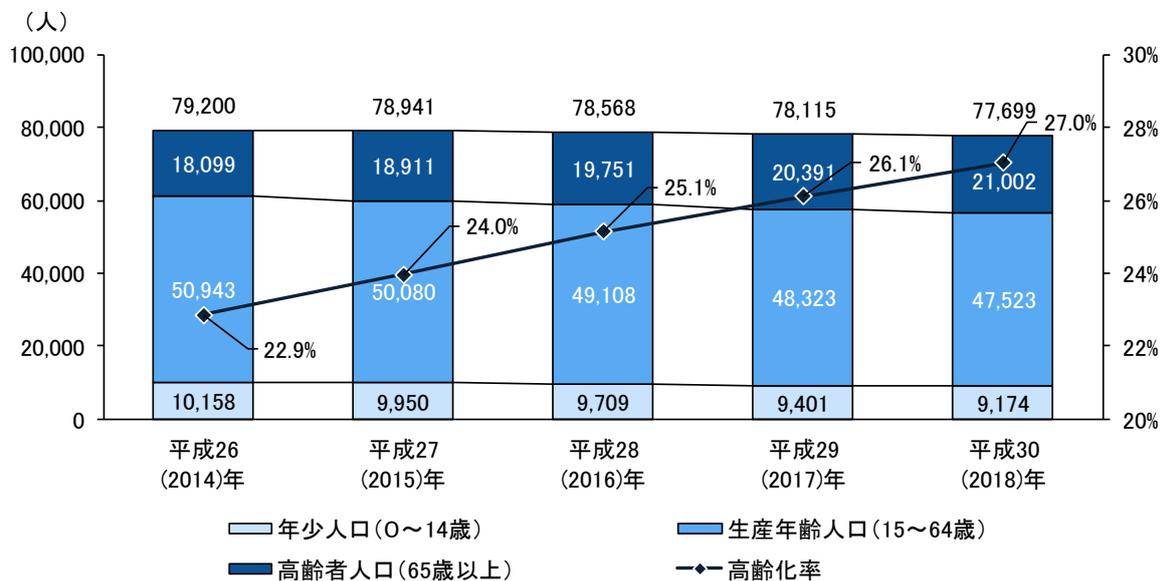
第1節 人口の状況

(1) 人口の推移

本市の人口は、平成30(2018)年で77,699人、平成26(2014)年の79,200人に対し、1,501人の減少となっています。

年齢階層別で見ると、年少人口が減少する一方、高齢者人口は増加を続け、平成30(2018)年で高齢化率27.0%となっています。

【人口の推移と高齢化率の推移】

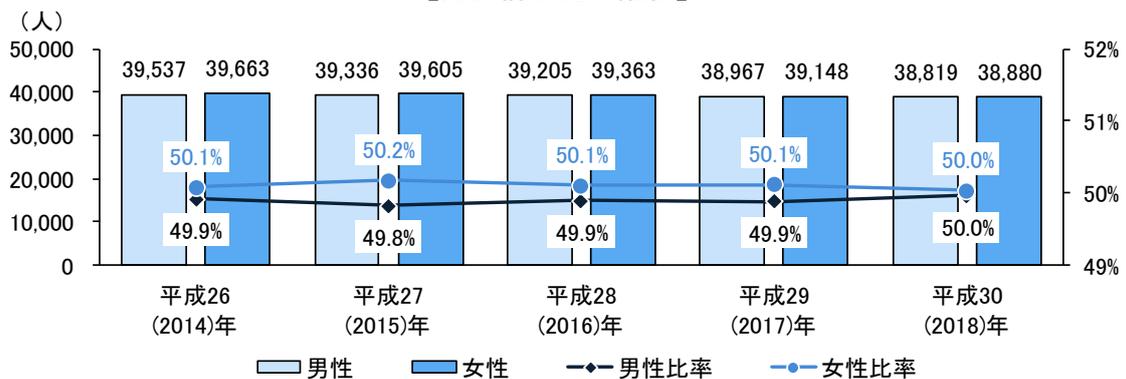


資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 男女構成比の推移

本市の男女構成比は、女性比率が男性比率を若干上回り推移してきましたが、平成30(2018)年には、男性比率と女性比率がともに50.0%となっています。

【男女構成比の推移】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

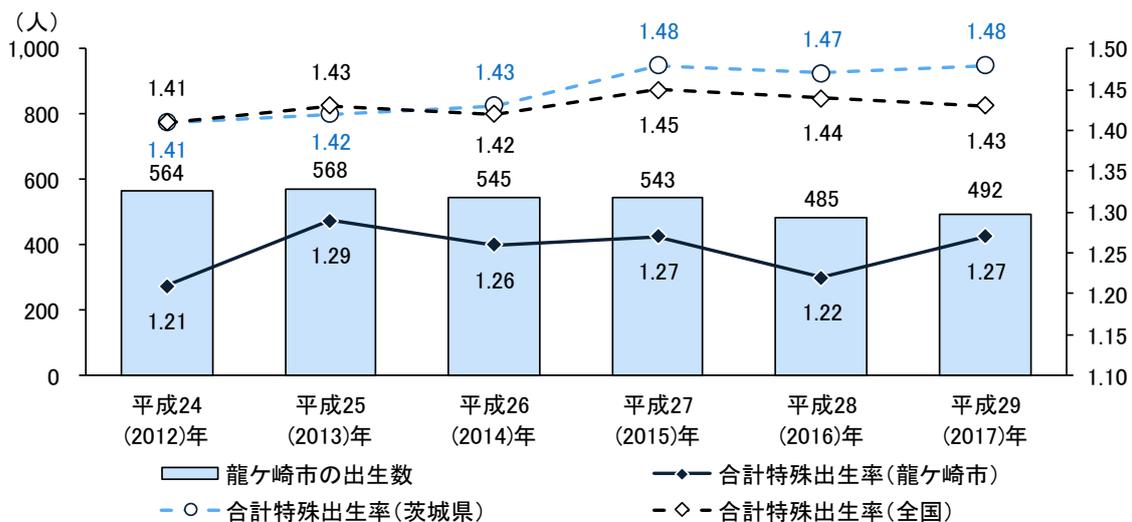
第2節 出生の状況

(1) 出生数及び合計特殊出生率※の推移

本市の出生数は、平成28(2016)年までの減少傾向から、平成29(2017)年は増加に転じて492人となっています。

合計特殊出生率を見ると、平成29(2017)年は1.27で、前年の平成28(2016)年から0.05ポイント増加していますが、同年の全国、茨城県と比べると下回る数値となっています。

【出生数及び合計特殊出生率の推移】



資料：人口動態統計

全国及び茨城県の出生数は、平成24(2012)年以降、減少傾向が続き、全国の出生数は平成28(2016)年以降、2年連続で100万人を割る状況であり、全国的に少子化が進展していることが伺えます。

【全国・茨城県の出生数の推移】

	単位：人					
	平成24 (2012)年	平成25 (2013)年	平成26 (2014)年	平成27 (2015)年	平成28 (2016)年	平成29 (2017)年
全国の出生数	1,037,231	1,029,816	1,003,539	1,005,677	976,978	946,060
茨城県の出生数	22,896	22,358	21,873	21,700	20,878	20,431

資料：人口動態統計

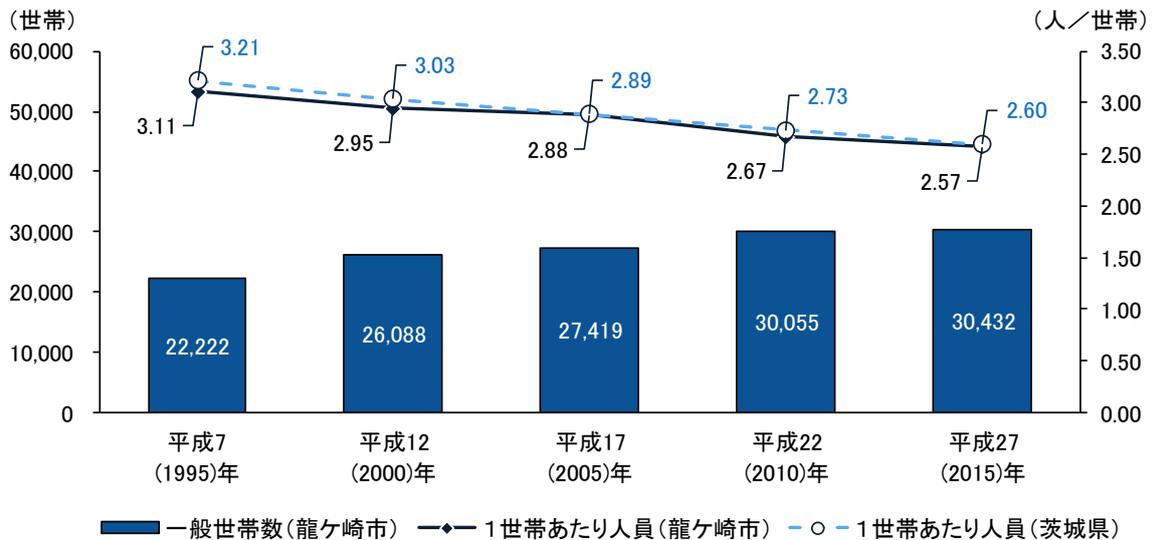
※合計特殊出生率：その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生涯の間に産むとしたときの子ども数に相当するものです。

第3節 世帯の状況

(1) 世帯数の推移

本市の一般世帯数は、平成27(2015)年で30,432世帯と、増加傾向が続いています。一方で、1世帯あたり人員は減少傾向にあり、平成27(2015)年で2.57人となっています。1世帯あたり人員は、県平均と同様の数値で推移しています。

【世帯数と1世帯あたり人員の推移】

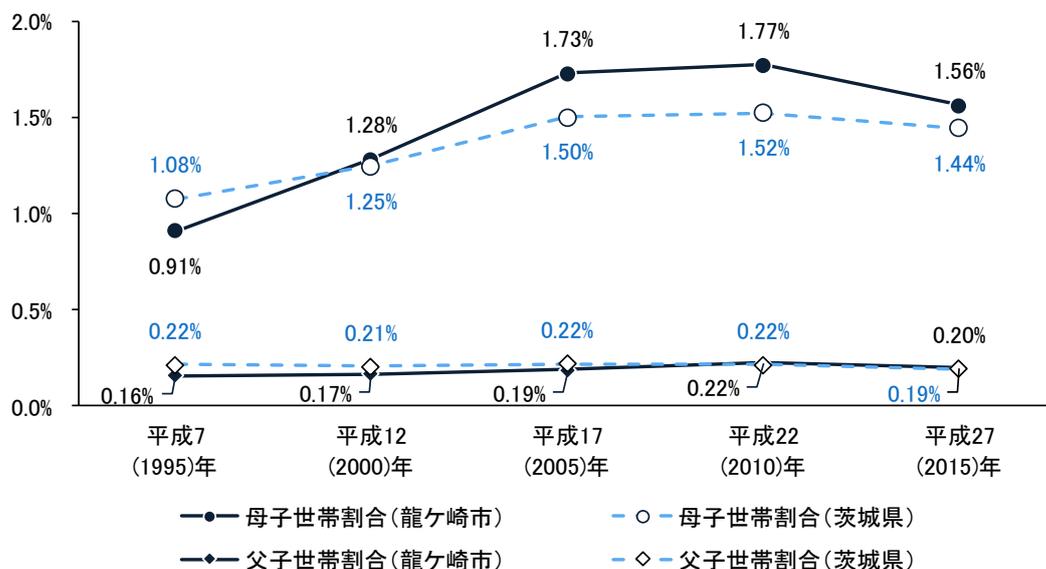


資料: 国勢調査

(2) 母子世帯割合及び父子世帯割合の推移

本市の父子世帯割合は、県平均と同様の数値で推移している一方、母子世帯割合は、平成12(2000)年以降で県平均を上回り、平成27(2015)年で1.56%となっています。

【母子世帯割合及び父子世帯割合の推移】



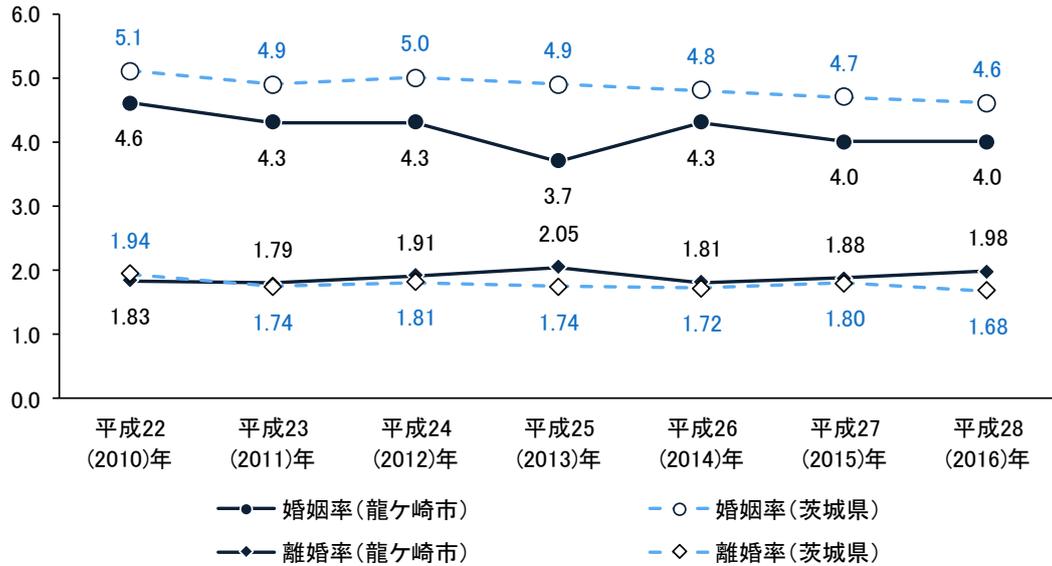
資料: 国勢調査

第4節 結婚や離婚の状況

(1) 婚姻率[※]と離婚率[※]の推移

本市の婚姻率は、県平均を下回る数値で推移し、平成28(2016)年は4.0と、県平均を0.6ポイント下回っています。また、本市の離婚率については、県平均を上回る数値で推移し、平成28(2016)年は1.98と、県平均を0.3ポイント上回っています。

【人口千対の婚姻率と離婚率の推移】



資料: 茨城県人口動態統計

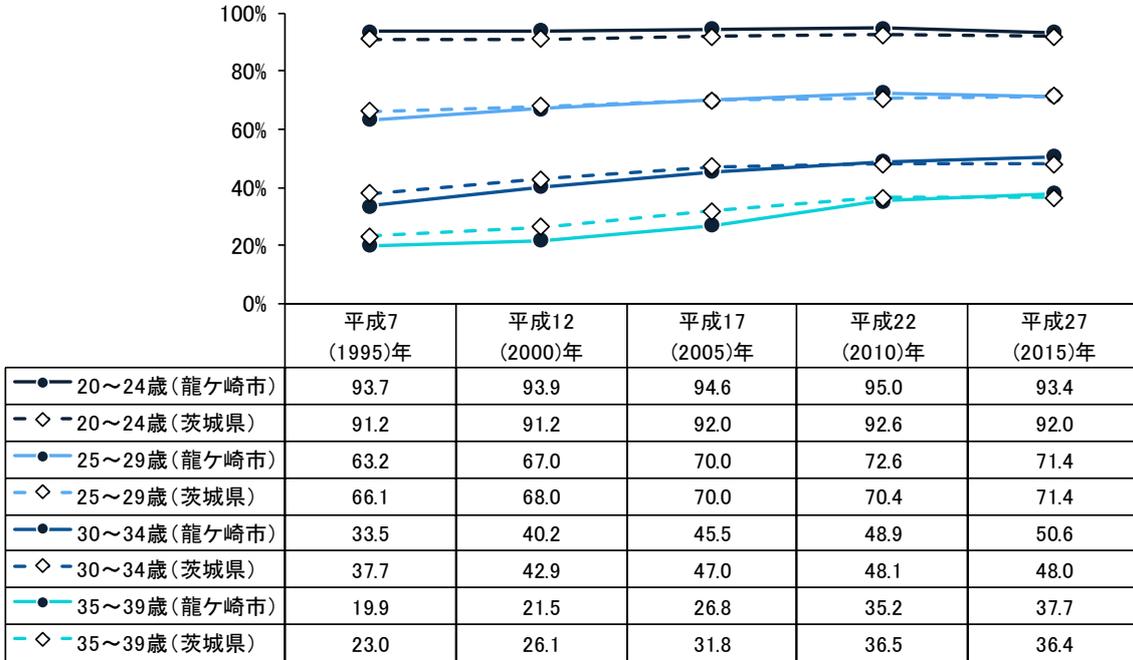
※婚姻率: 人口千人に対する婚姻件数の割合のことです。
 ※離婚率: 人口千人に対する離婚件数の割合のことです。



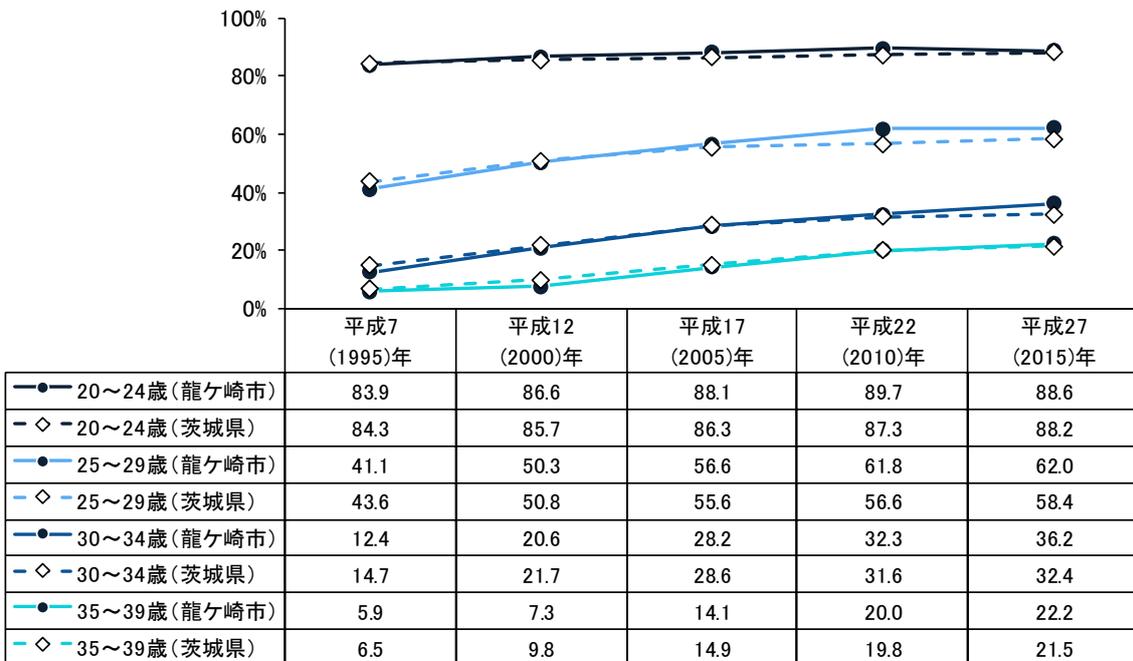
(2) 未婚率*の推移

本市の年代別未婚率は、男女ともに20～24歳では横ばいで推移している一方、25歳以上では未婚率が増加傾向となっています。平成27(2015)年の数値を県平均と比べると、男性の25～29歳を除いたすべての年代で県平均の数値を上回っています。

【男性の年代別未婚率の推移】



【女性の年代別未婚率の推移】



資料: 国勢調査

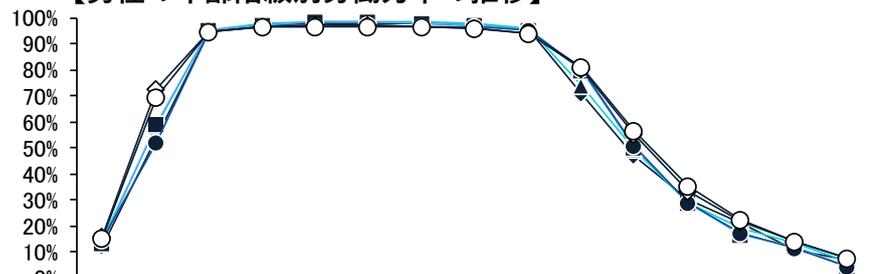
*未婚率: 年代別人口に対する年代別未婚者数の割合のことです。

第5節 就業の状況

(1) 労働力率[※]の推移

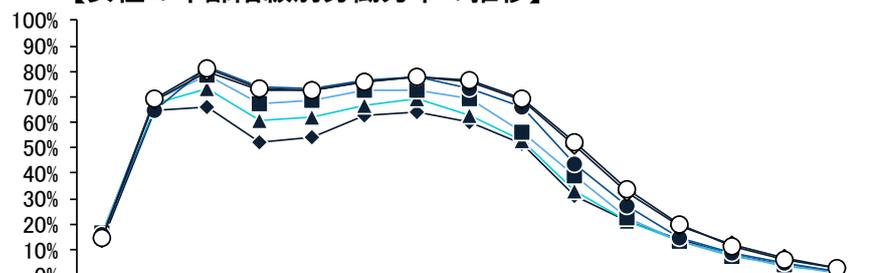
本市の労働力率は、平成12(2000)年以降、男性は同様の数値で推移している一方、女性では30歳代で一時的に減少し、40歳代以降に再び増加する、いわゆる「M字カーブ[※]」となっています。平成12(2000)年以降、M字カーブは改善の傾向が見られ、平成27(2015)年は県平均及び全国平均と同様の数値となっていますが、依然として出産・育児等により就労を中断し、その後再び就職する女性が多いことが伺えます。

【男性の年齢階級別労働力率の推移】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
◆平成12(2000)年(龍ヶ崎市)	12.2	54.3	94.7	97.3	98.1	98.2	98.0	97.6	95.1	71.1	47.0	29.9	21.0	10.9	6.7
▲平成17(2005)年(龍ヶ崎市)	14.4	58.6	95.2	97.9	98.5	98.3	98.5	97.7	96.2	74.0	49.2	28.6	19.3	13.0	6.3
■平成22(2010)年(龍ヶ崎市)	13.5	58.9	95.4	97.4	98.3	98.4	98.1	97.4	95.4	79.8	50.1	28.8	16.7	12.0	4.4
●平成27(2015)年(龍ヶ崎市)	14.6	52.3	94.6	96.3	96.8	97.5	96.7	96.9	95.2	80.6	51.0	28.6	17.2	11.3	4.3
◇平成27(2015)年(茨城県)	16.1	72.5	94.9	96.9	97.0	97.0	96.6	96.1	94.2	80.3	55.0	33.1	21.5	14.2	7.2
○平成27(2015)年(全国)	15.5	69.3	94.5	96.6	96.9	96.8	96.3	95.7	94.0	80.8	56.4	35.1	22.2	14.0	7.7

【女性の年齢階級別労働力率の推移】



	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上
◆平成12(2000)年(龍ヶ崎市)	13.0	65.0	66.1	51.9	54.1	62.8	64.2	60.4	51.6	31.3	21.4	14.1	8.2	4.2	1.3
▲平成17(2005)年(龍ヶ崎市)	16.3	67.2	73.0	60.6	61.8	66.9	69.6	62.6	53.1	33.0	21.2	13.2	7.7	3.4	1.3
■平成22(2010)年(龍ヶ崎市)	16.8	68.5	78.7	67.1	68.3	72.6	72.6	69.2	56.1	38.8	22.6	13.0	7.6	4.2	1.0
●平成27(2015)年(龍ヶ崎市)	16.1	64.9	82.0	73.7	73.2	76.5	77.9	73.1	66.1	43.8	27.1	14.7	8.6	4.8	1.3
◇平成27(2015)年(茨城県)	14.4	68.4	79.8	72.7	72.9	76.1	78.1	75.8	68.7	51.1	32.3	19.0	12.0	6.6	2.3
○平成27(2015)年(全国)	14.7	69.5	81.4	73.5	72.7	76.0	77.9	76.2	69.4	52.1	33.8	19.9	11.6	6.2	2.5

資料：国勢調査

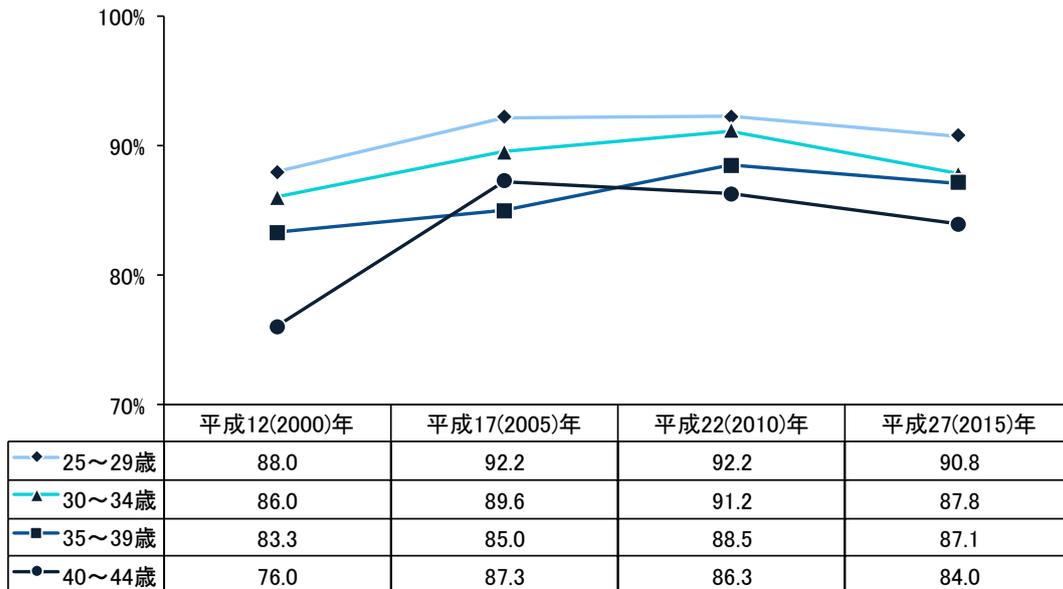
※労働力率：15歳以上の人口に対する労働力人口(就業者数+完全失業者数)の割合のことです。

※M字カーブ：女性の労働力率が、結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇することです。

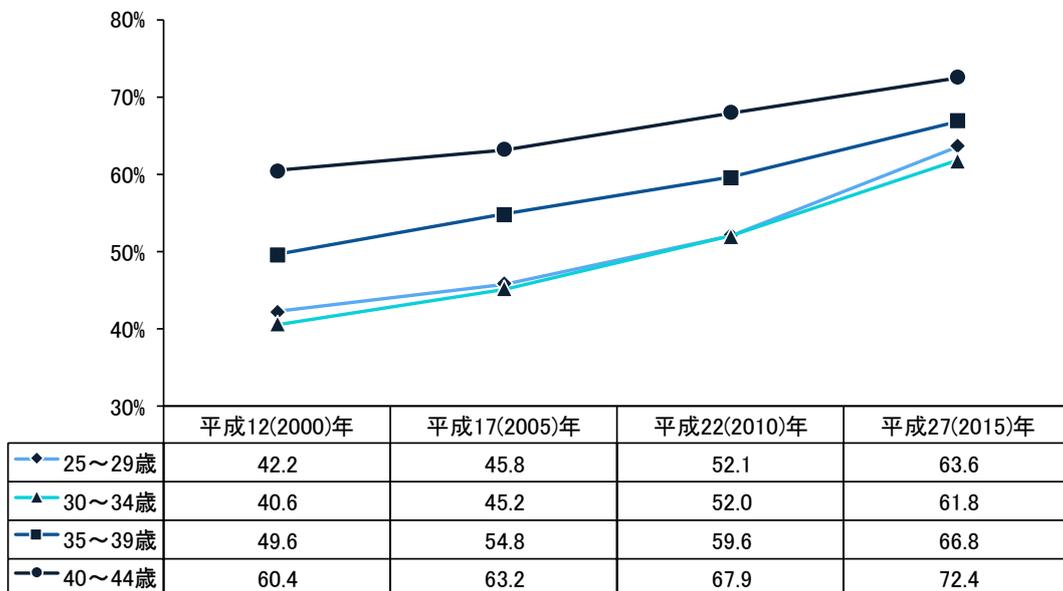
(2) 女性の婚姻形態別労働力率の推移

女性の婚姻形態別労働力率は、未婚女性では平成22(2010)年から平成27(2015)年にかけて減少となっています。一方で、既婚女性については、平成12(2000)年以降、増加を示し、平成27(2015)年には各年代とも6割を超える数値となっています。

【未婚女性の年代別労働力率の推移】



【既婚女性の年代別労働力率の推移】



資料: 国勢調査

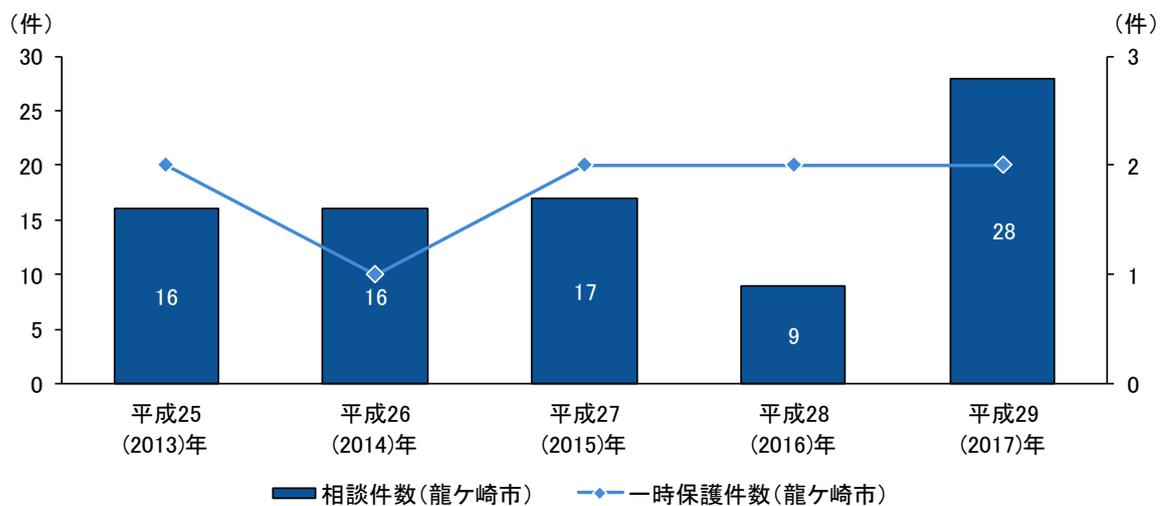
第6節 配偶者暴力（ドメスティックバイオレンス・DV）※の状況

（1）配偶者暴力（DV）の相談件数の推移

本市の配偶者暴力（DV）の相談件数は、平成29（2017）年で28件と、過去5年間で最も多い件数となっています。

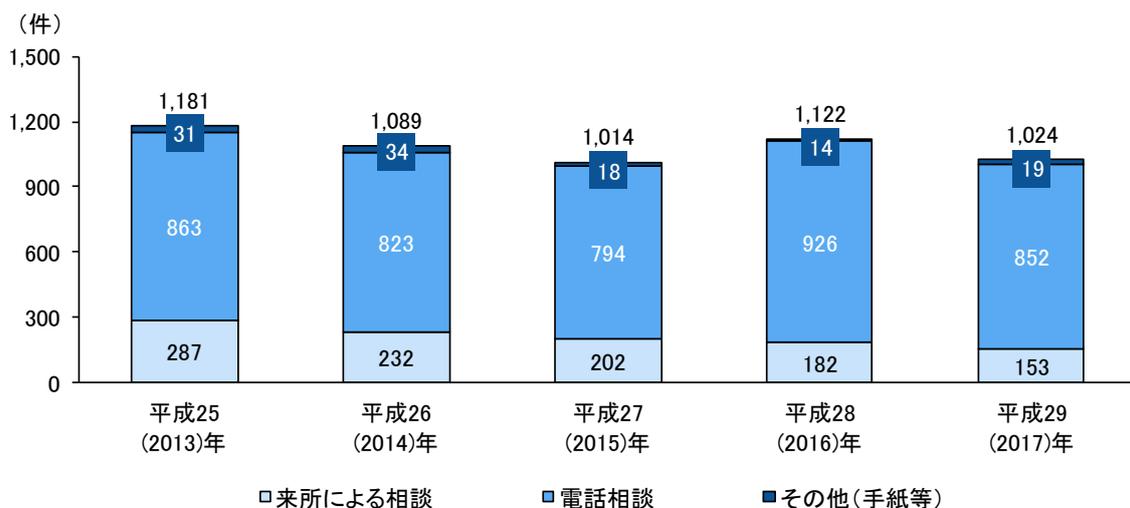
茨城県での相談件数を見ると、1,000件を超える件数で推移しており、内訳を見ると、電話による相談が多いことが伺えます。また、配偶者暴力（DV）を理由とする一時保護の件数は、平成29（2017）年で75件となっています。

【配偶者暴力（DV）の相談件数の推移】



資料：こども家庭課

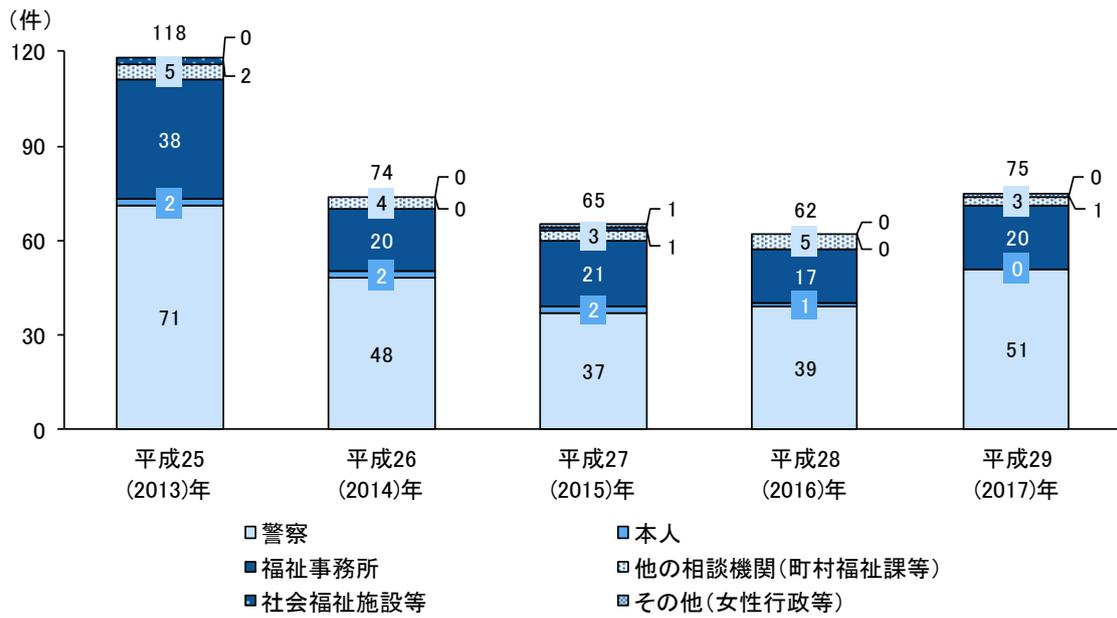
【配偶者暴力（DV）の相談件数の推移（茨城県）】



資料：婦人相談所

※配偶者暴力(ドメスティックバイオレンス・DV):同居関係にある配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力(身体的、心理的、経済的、性的な暴力)のことをいいます。近年、婚姻の有無を問わず、近親者間(恋人など)に起こる暴力全般を指します。

【配偶者暴力（DV）による一時保護件数の推移（茨城県）】



資料: 婦人相談所



第7節 男女共同参画社会に関する市民意識調査結果の概要

本市における男女共同参画についての市民の意識や、生活実態等を把握し、男女共同参画社会の実現に向けて、基礎的な資料を得ることを目的に、平成29(2017)年に「男女共同参画社会に関する市民意識調査(以下、『市民意識調査』という。)」を実施しました。

■調査対象者

- ・平成29(2017)年9月1日現在、龍ヶ崎市在住の18歳以上の市民3,000人(無作為抽出)

■調査方法及び調査時期

- ・郵送配布、郵送回収
- ・平成29(2017)年10月6日～平成29(2017)年10月26日

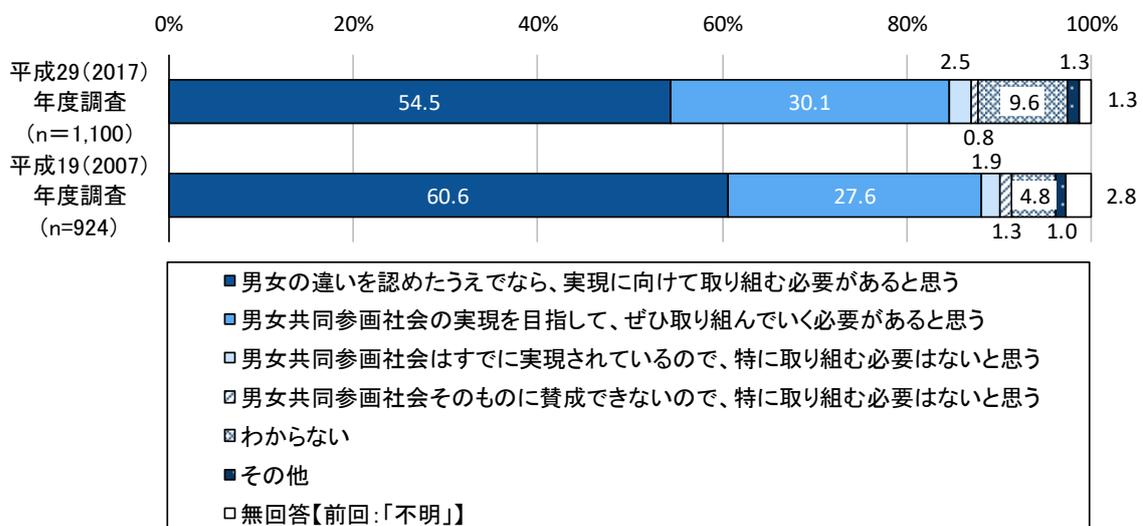
■回収結果

- ・配布数：3,000票
- ・回収票数：1,100票
- ・回収率：36.7%

(1) 男女共同参画社会について

男女共同参画社会の実現に向けて、「男女の違いを認めたらうえでなら、実現に向けて取り組む必要があると思う」と考える人の割合は、平成19(2007)年度調査から6.1ポイント減少しています。また、「男女共同参画社会の実現を目指して、ぜひ取り組んでいく必要があると思う」と考える人の割合は、平成19(2007)年度調査から2.5ポイント増加しています。これらのことから、増加しているものの、微増という状況であり、今後も意識啓発の強化が必要であります。

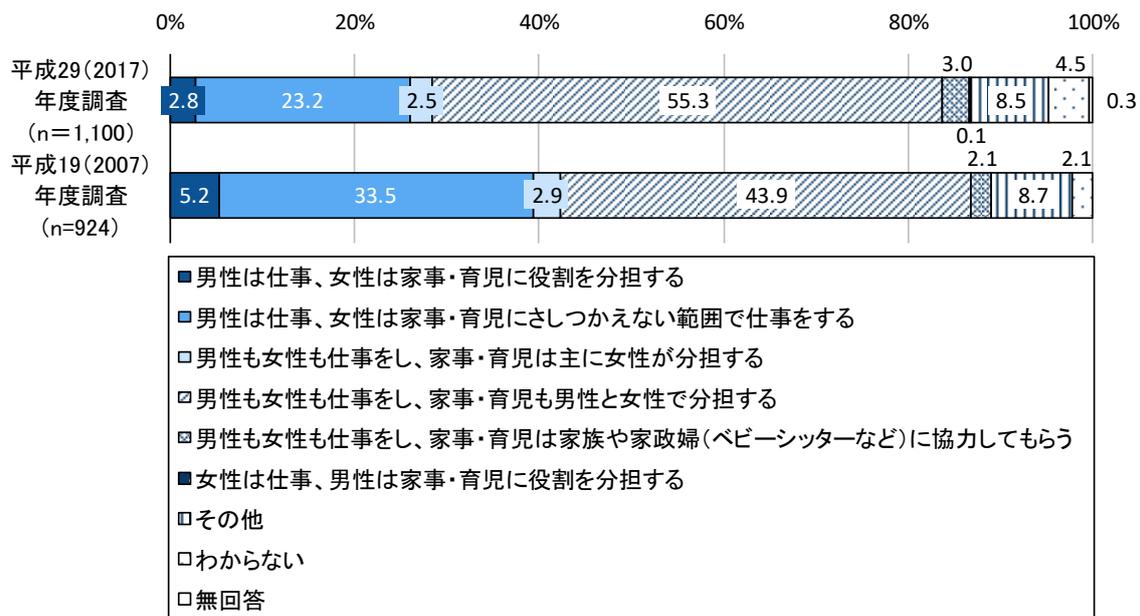
【男女共同参画社会の実現について】



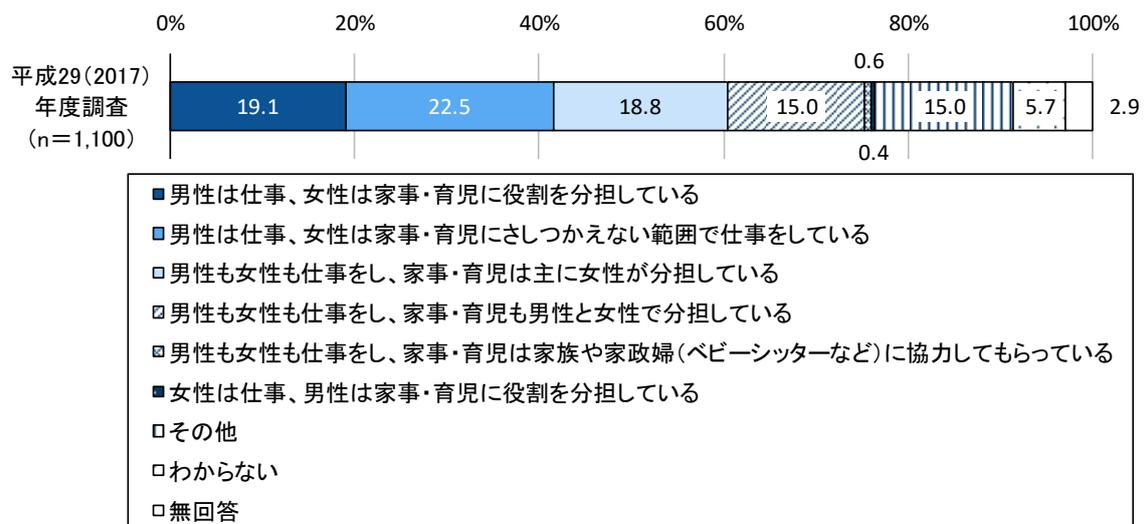
(2) 家庭生活について

家庭のあるべき姿については、「男性も女性も仕事をし、家事・育児も男性と女性で分担する」の割合は、平成 29 (2017) 年度調査が 55.3%、平成 19 (2007) 年度調査が 43.9%と、平成 19 (2007) 年度調査と比べて 11.4 ポイント増加している一方で、実際の家庭内での役割分担については、「男性も女性も仕事をし、家事・育児も男性と女性で分担している」の割合は 15.0%にとどまっており、理想と現実で乖離が生じていることが伺えます。

【家庭のあるべき姿について】



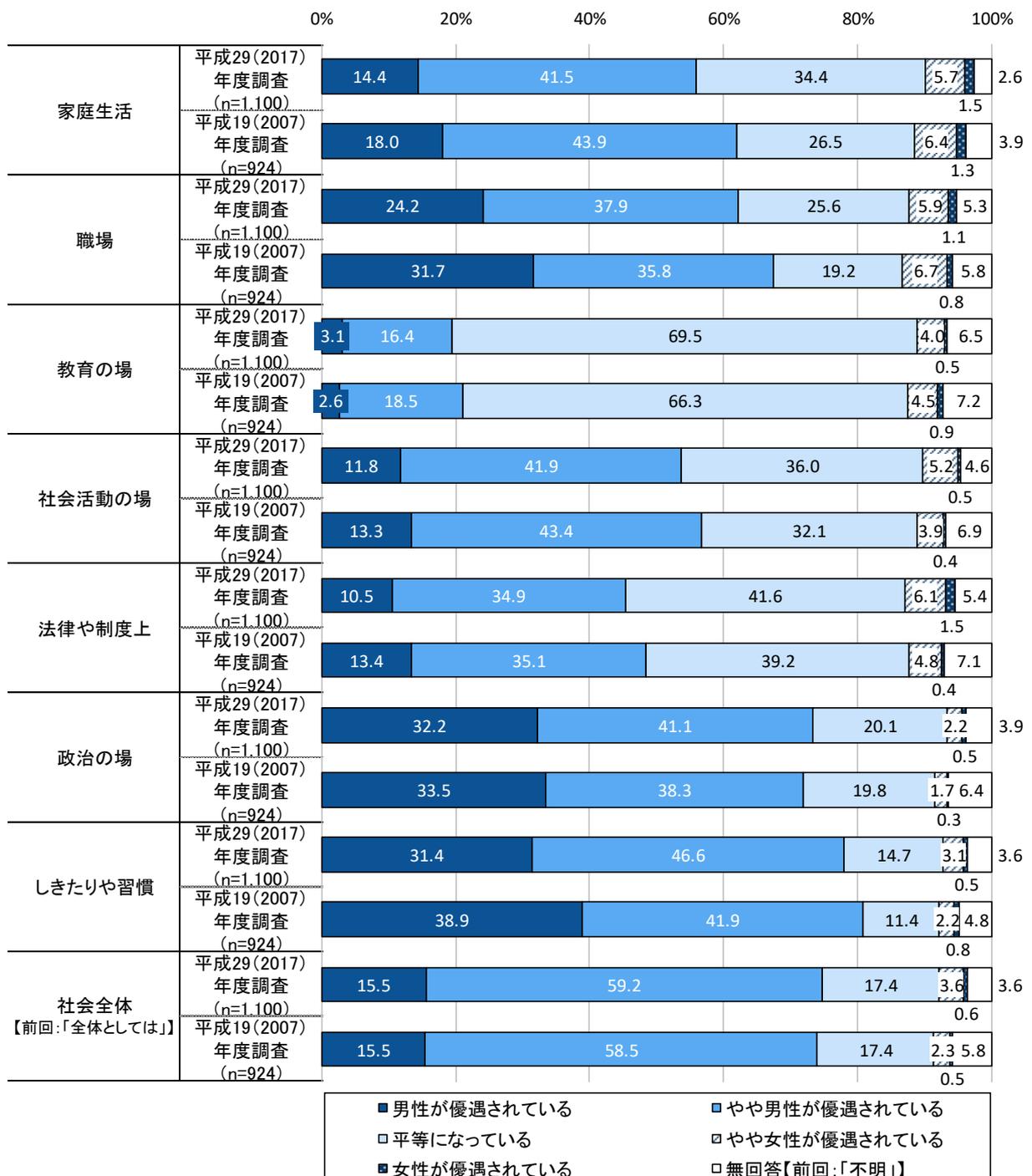
【実際の家庭内での役割分担について】



(3) 男女平等の意識について

各分野における男女平等の意識については、「平等になっている」の割合は『社会全体』を除き、平成19(2007)年度調査から増加しています。特に増加が大きい分野は『家庭生活』で、平成19(2007)年度調査と比べて7.9ポイント増加しています。『教育の場』においては、7割程度が「平等になっている」と回答している一方で、『社会全体』では2割程度と、社会全体で見ると、男性が優遇されているという意識が依然として高い状況が伺えます。

【各分野における男女平等の意識について】

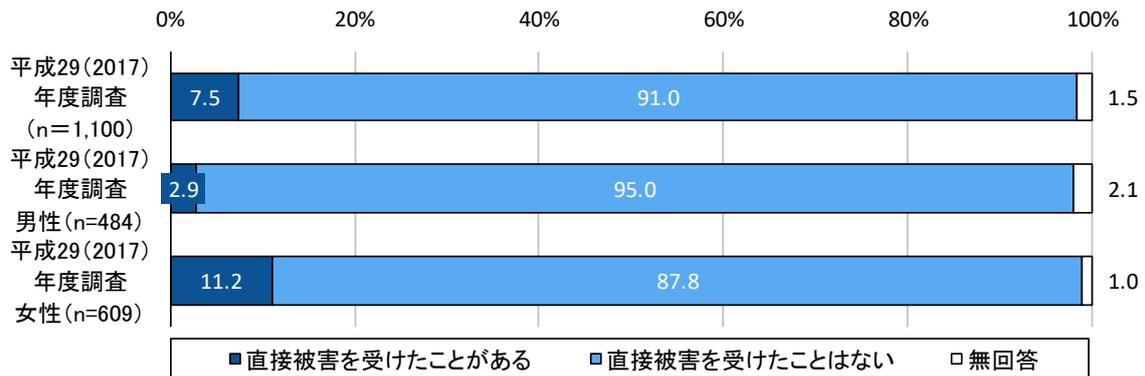


(4) 人権問題について

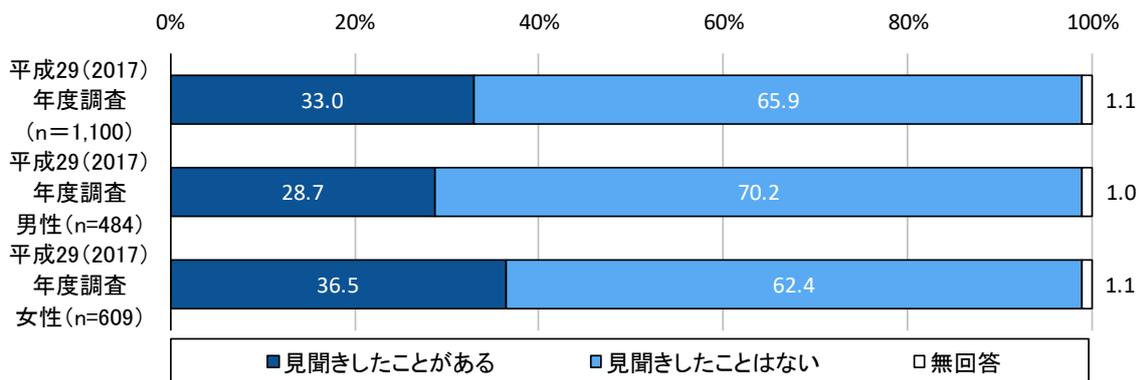
配偶者暴力(DV)の被害の有無については、全体では「直接被害を受けたことがある」が7.5%で、性別で見ると、男性が2.9%、女性が11.2%となっています。

見聞きしたことの有無については、「見聞きしたことがある」が約3割となっています。被害を受けた際、「相談しても無駄だと思ったから」、「自分さえ我慢すればいいと思ったから」が上位にあげられていることから、被害が潜在化しやすい傾向にあると考えられます。

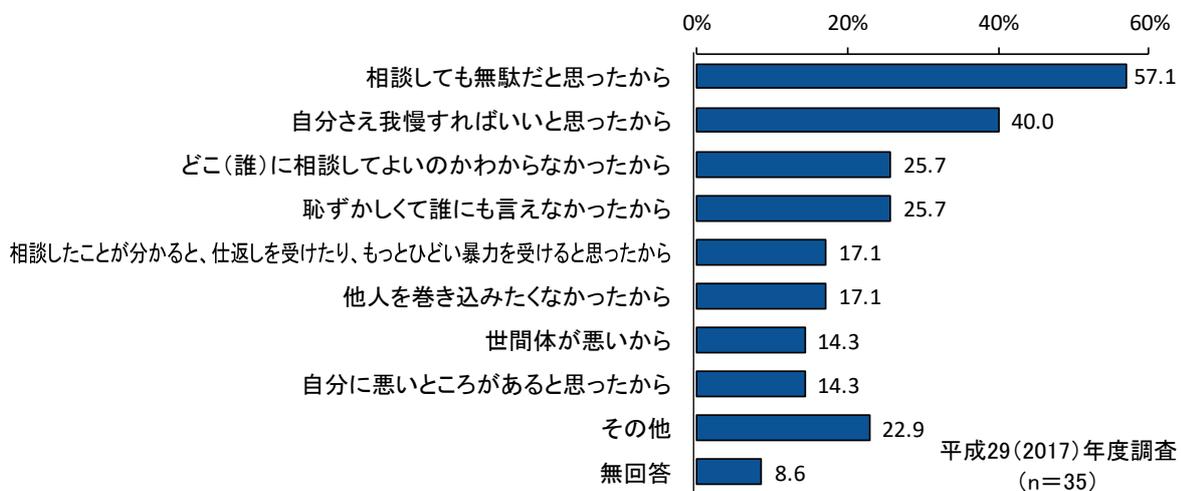
【配偶者暴力(DV)の被害の有無について(自分自身)】



【見聞きしたことの有無について(友人や知人など自分以外の人)】



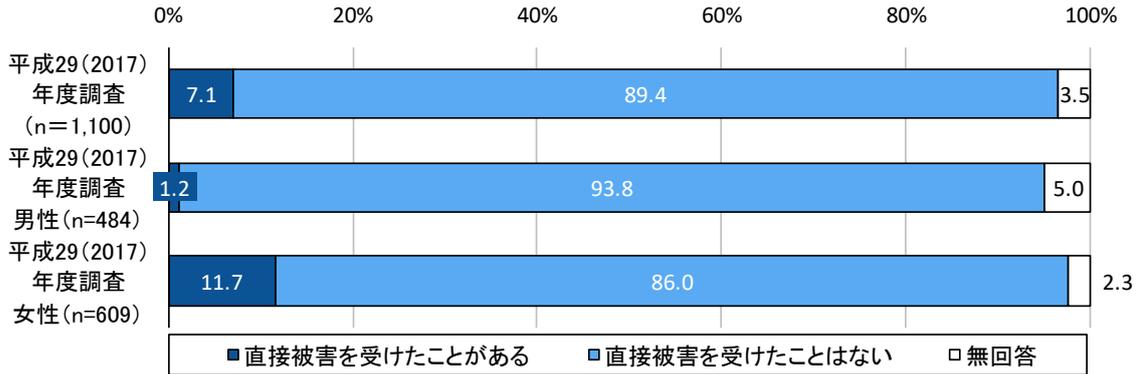
【被害を受けた際、相談しなかった・できなかった理由について】(複数回答)



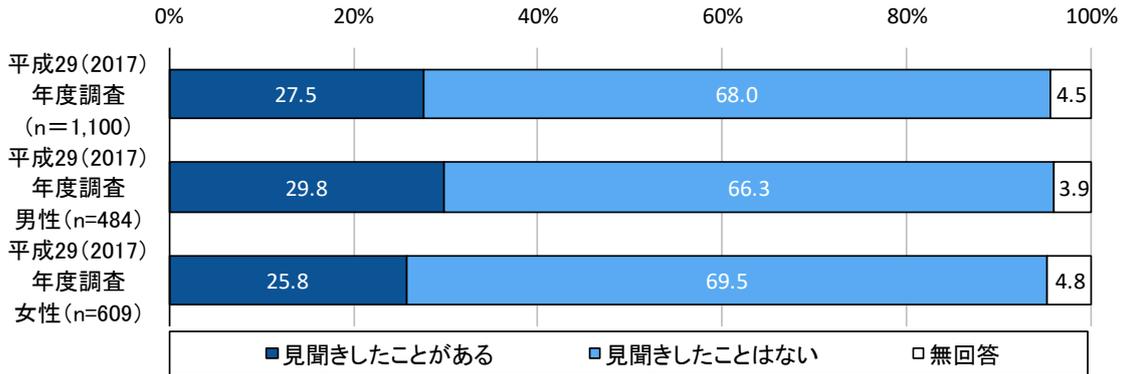
セクシュアル・ハラスメント※（以下、「セクハラ」という。）については、全体では「直接被害を受けたことがある」が7.1%で、性別で見ると、男性が1.2%、女性が11.7%となっています。

見聞きしたことの有無については、「見聞きしたことがある」が約3割となっています。被害を受けた際、「相談しても無駄だと思ったから」、「どこ（誰）に相談してよいのかわからなかったから」が上位にあげられていることから、配偶者暴力（DV）と同様に、被害が潜在化しやすい傾向にあると考えられます。

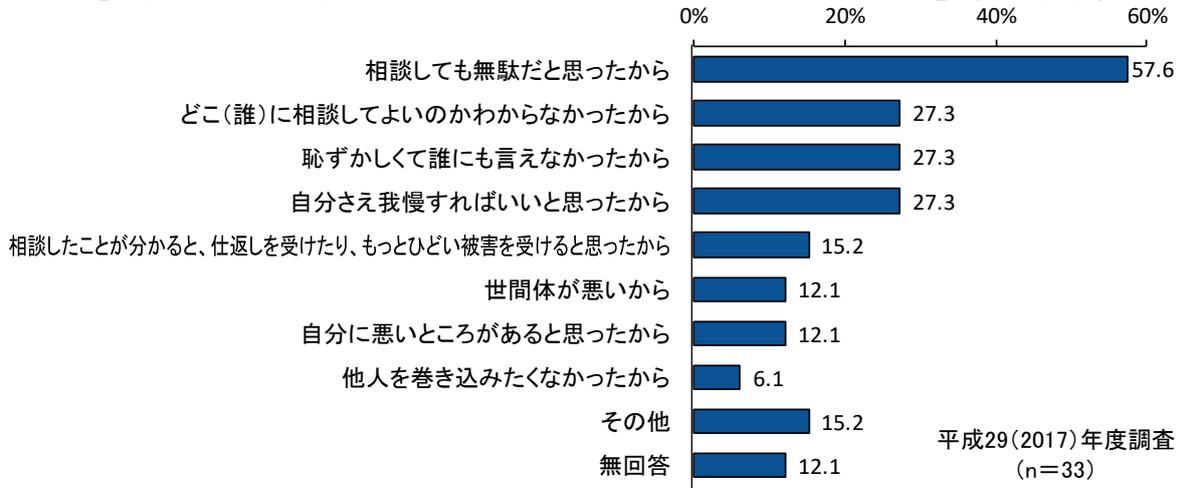
【セクハラ被害の有無について（自分自身）】



【見聞きしたことの有無について（友人や知人など自分以外の人）】



【被害を受けた際、相談しなかった・できなかった理由について】（複数回答）



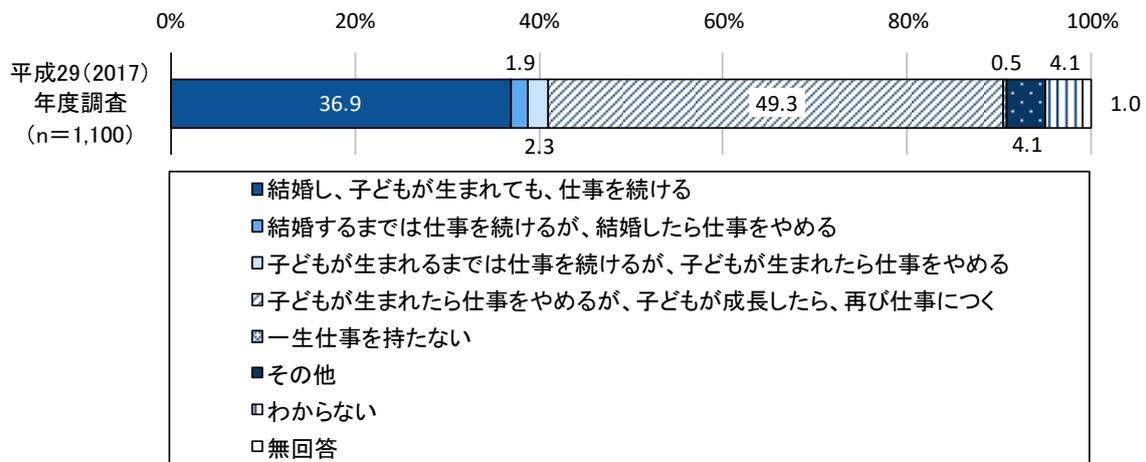
※セクシュアル・ハラスメント(セクハラ):相手の意に反した性的な性質の言動で、相手の心を傷つけたり、不快感や不利益を与えたりすることをいいます。平成29(2017)年1月に施行された改正セクハラ指針には、被害を受けたものの性的思考又は性自認にかかわらず本指針の対象となることが盛り込まれました。

(5) 就労について

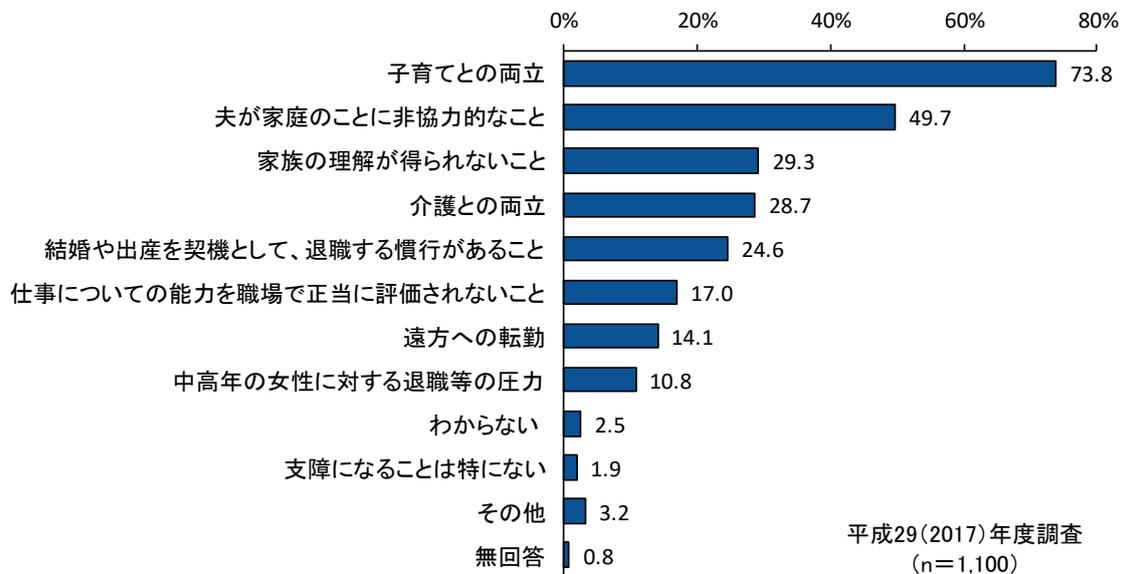
理想とする女性の就労形態については、「子どもが生まれてから仕事をやめるが、子どもが成長したら、再び仕事につく」が49.3%で最も高く、次いで「結婚し、子どもが生まれても、仕事を続ける」が36.9%となっています。

女性の就労継続に対する課題については、「子育てとの両立」が73.8%で最も高く、次いで「夫が家庭のことに非協力的なこと」が49.7%となっています。これらの課題が解消していくことにより、理想とする女性の就労形態において、「結婚し、子どもが生まれても、仕事を続ける」の割合も増加していくのではないかと考えられます。

【理想とする女性の就労形態について】



【女性の就労継続に対する課題について】（複数回答：3項目以内）

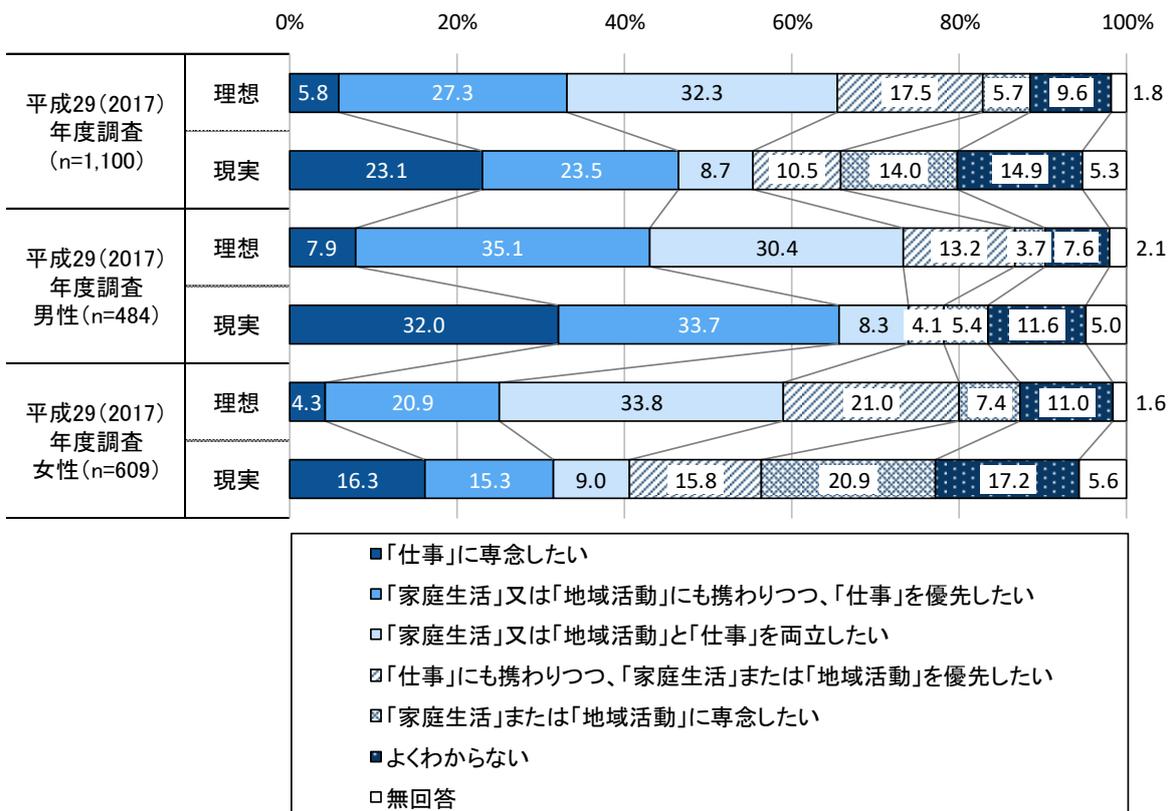


平成29(2017)年度調査
(n=1,100)

(6) ワーク・ライフ・バランスについて

ワーク・ライフ・バランスの理想と現実については、理想としては、男性、女性ともに「家庭生活又は地域活動と仕事を両立したい」が3割を超える一方で、現実としては、男性、女性ともに1割程度となっています。また、「仕事に専念したい」と「家庭生活又は地域活動にも携わりつつ、仕事を優先したい」の合計値、『仕事に専念・仕事を優先』を見ると、男性の理想は43.0%に対して、現実には65.7%と、仕事中心の生活状況であることが伺えます。

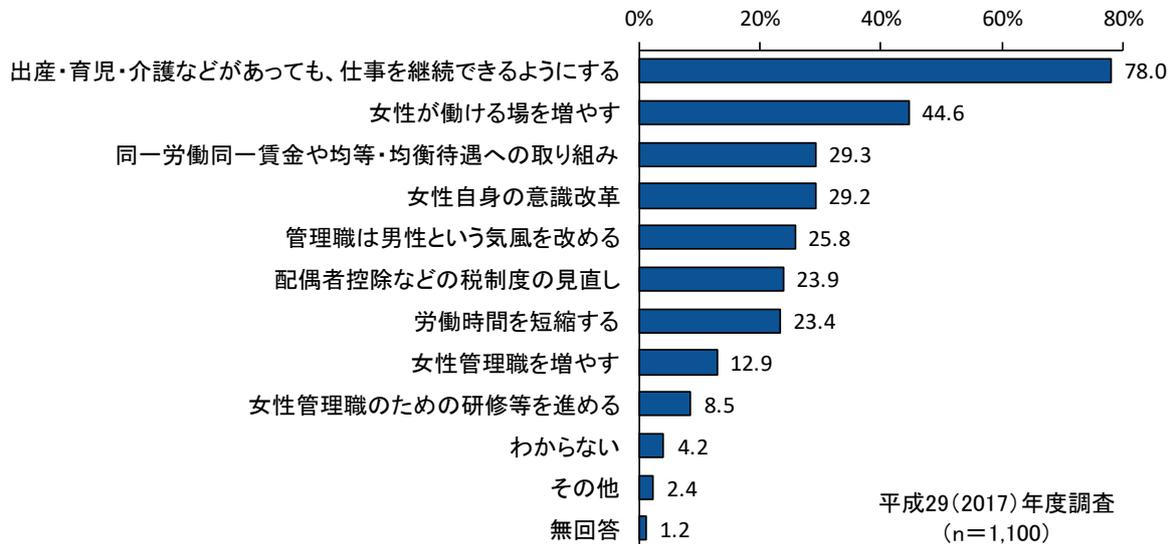
【ワーク・ライフ・バランスの理想と現実について】



(7) 女性の活躍推進について

女性が職業生活で活躍していくための課題については、「出産・育児・介護などがあっても、仕事を継続できるようにする」が78.0%で最も高く、次いで「女性が働ける場を増やす」が44.6%となっています。

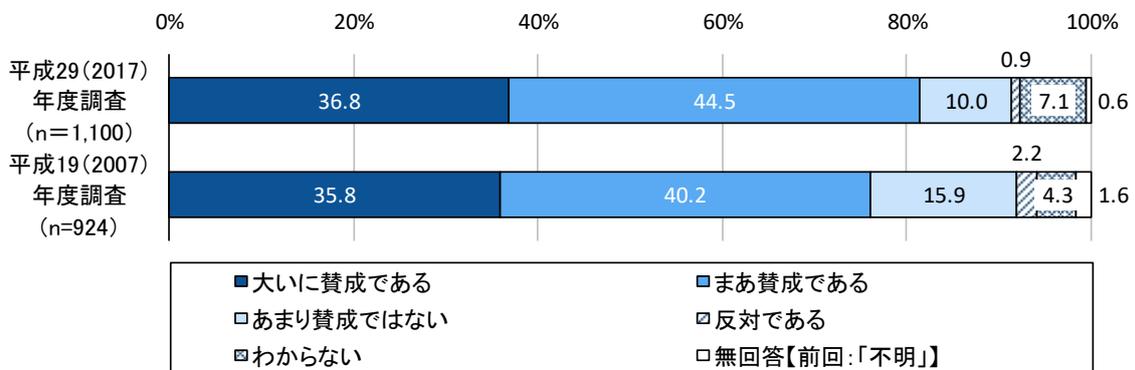
【女性が職業生活で活躍していくための課題について】（複数回答：3項目）



(8) 育児休暇と育児について

男性が育児休暇を取得することについては、「大いに賛成である」と「まあ賛成である」の合計値、『賛成である』の割合は、平成 29（2017）年度調査が 81.3%、平成 19（2007）年度調査が 76.0%と、平成 19（2007）年度調査と比べて5.3ポイント増加し、男性の育児休暇の取得に対する理解が促進されている状況が伺えます。

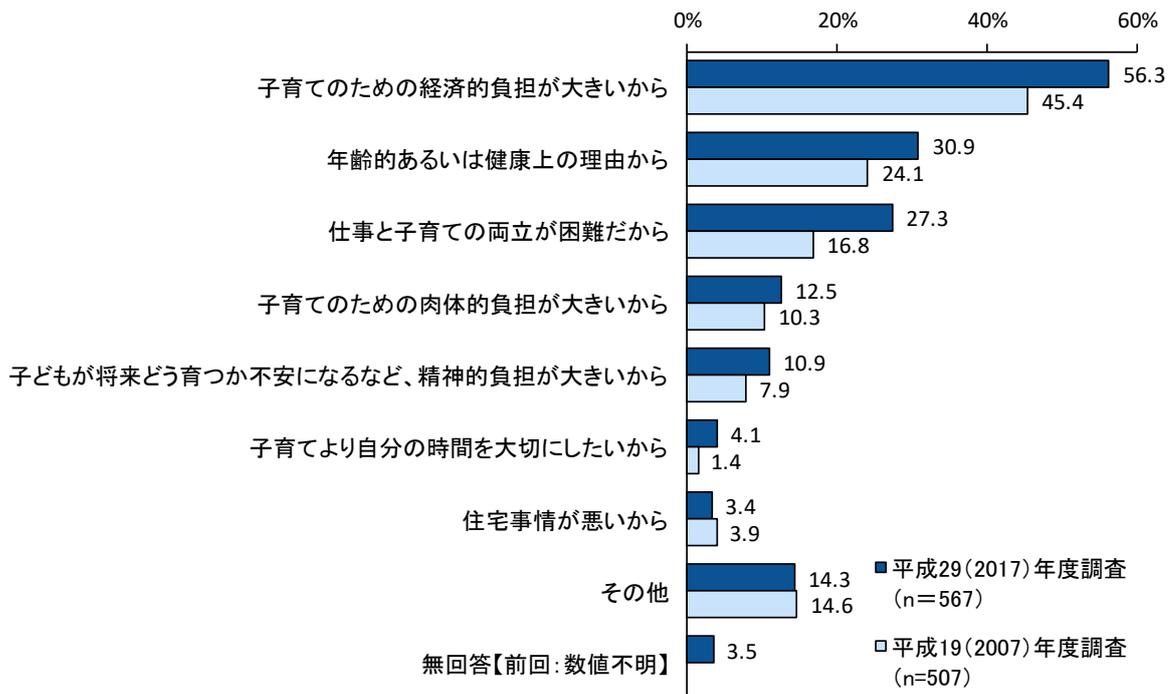
【男性が育児休暇を取得することについて】



(9) 少子化問題について

理想とする子どもの人数より実際の方が少ない理由については、平成19(2007)年度調査から比べて、多くの項目で割合が増加しており、特に上位3位である「子育てのための経済的負担が大きいから」、「年齢的あるいは健康上の理由から」、「仕事と子育ての両立が困難だから」の割合が大きく増加していることから、少子化対策が進展していない状況が伺えます。

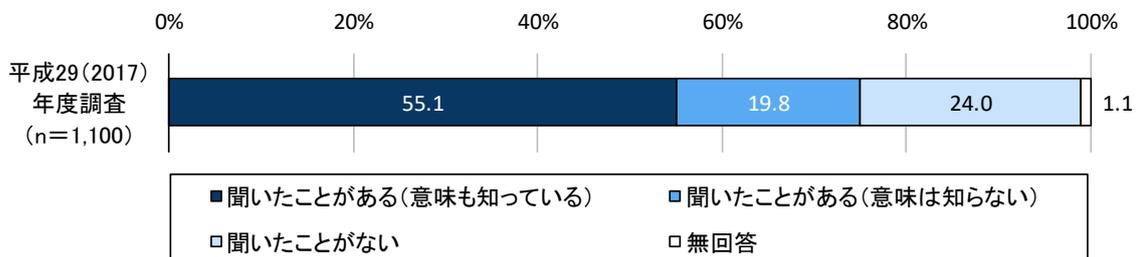
【理想とする子どもの人数より実際の方が少ない理由について】(複数回答：2項目)



(10) 性的少数者(LGBT等)※について

性的少数者(LGBT等)の認識については、「聞いたことがある(意味も知っている)」が55.1%と、認識が浸透してきている状況が伺えます。

【性的少数者(LGBT等)の認識について】



※性的少数者：性的少数者とは、何らかの意味で性的指向や性自認のあり方が多数派と異なる人のことを指します。性的指向や性自認の問題に関する呼称としてLGBT※1と称されますが、その多様性を表現するには狭義であり、すべての性自認・性的指向の多様性について包括的に表現する語句として、SOGI※2が使われることがあります。

※1 LGBT: Lesbian(レズビアン)、Gay(ゲイ)、Bisexual(バイセクシュアル)、Transgender(トランスジェンダー)の頭文字をとった言葉です。

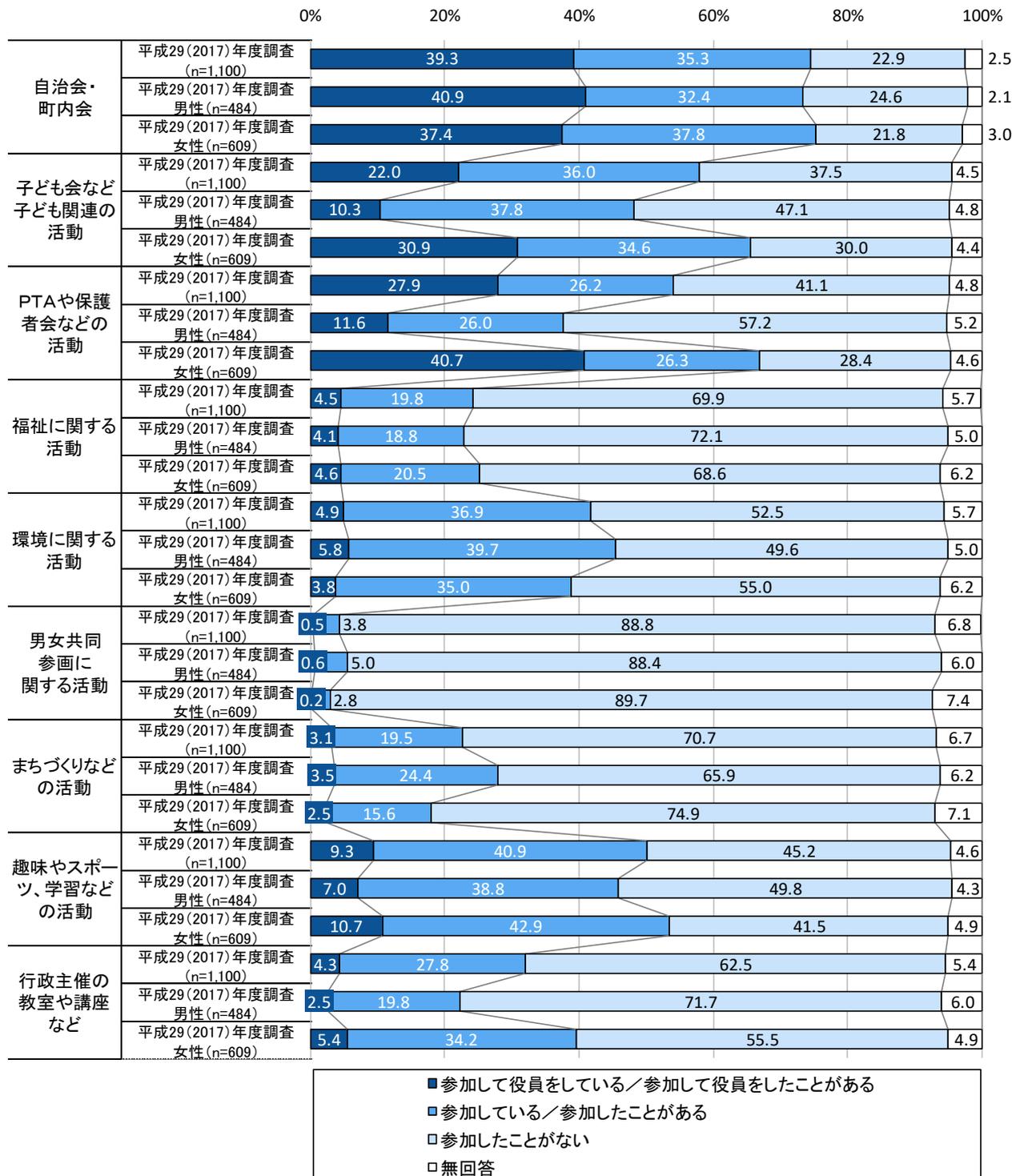
※2 SOGI: 人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念である性的指向(Sexual Orientation)と、自分の性をどのように認識しているかを示す概念である性自認(Gender Identity)の頭文字をとった言葉です。

(11) 地域活動について

地域活動の参加状況については、子どもに関連する活動である『子ども会など子ども関連の活動』や『PTAや保護者会などの活動』は、女性の参加割合が高くなっています。

女性の就労継続に対する課題では、『子育てとの両立』、『夫が家庭のことに非協力的なこと』などが課題としてあげられていることから、男性の仕事優先のライフスタイルから、子育てに関連する活動への積極的な参加を促進する必要があると考えられます。

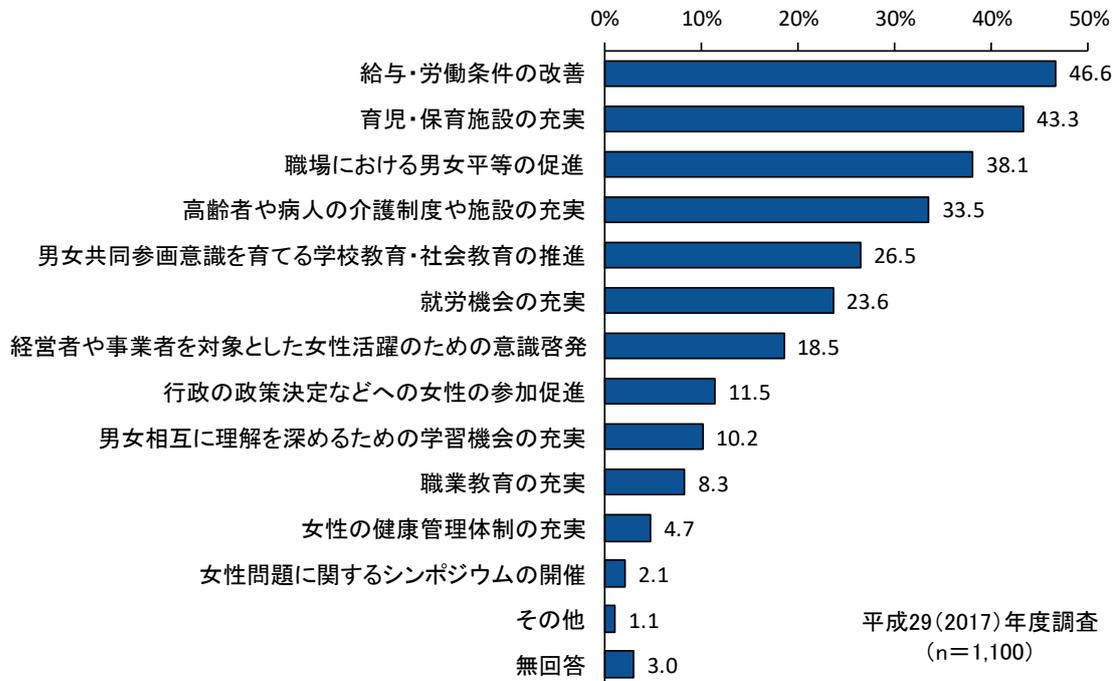
【地域活動の参加状況について】



(12) 男女共同参画社会の実現のための施策について

男女共同参画社会の実現のための施策については、「給与・労働条件の改善」が46.6%で最も高く、次いで「育児・保育施設の充実」が43.3%、「職場における男女平等の促進」が38.1%、「高齢者や病人の介護制度や施設の充実」が33.5%となっています。

【男女共同参画社会の実現のための施策について】（複数回答：3項目以内）



第8節 男女共同参画社会に関する企業意識調査結果の概要

■調査対象者

- ・「つくばの里工業団地」及び周辺の工業団地の29事業所

■調査方法及び調査時期

- ・郵送配布、郵送回収
- ・平成29(2017)年10月6日～平成29(2017)年10月26日

■回収結果・18事業所の概要

- ・配布数：29票
- ・回収票数：18票
- ・回収率：62.1%

①全従業員数

【全従業員数】	件数／%	
100人以上	5	27.8
30人以上100人未満	10	55.6
30人未満	3	16.7
全体	18	100.0

【全従業員のうち女性の占める割合】	件数／%	
60%以上	1	5.6
40%以上60%未満	5	27.8
20%以上40%未満	5	27.8
10%以上20%未満	3	16.7
10%未満	4	22.2
全体	18	100.0

②うち正規雇用者数

【区分】		人数／ 正規雇用率	
男性	正規雇用	960	74.0
	非正規雇用	338	26.0
	計	1,298	100.0
女性	正規雇用	208	29.1
	非正規雇用	506	70.9
	計	714	100.0
全体	正規雇用	1,168	58.1
	非正規雇用	844	41.9
	計	2,012	100.0

【正規雇用率】	事業所数	
	男性	女性
90%以上	9	6
80%以上90%未満	3	1
60%以上80%未満	3	4
40%以上60%未満	2	2
20%以上40%未満	1	1
20%未満	0	4
全体	18	18

【事業所における正規雇用のうち女性の占める割合】	事業所数／%	
60%以上	0	0.0
40%以上60%未満	1	5.6
20%以上40%未満	5	27.8
10%以上20%未満	6	33.3
10%未満	6	33.3
全体	18	100.0

③管理職の人数

【事業所における管理職のうち女性の占める割合】	事業所数／%	
30%以上	0	0.0
20%以上 30%未満	0	0.0
10%以上 20%未満	4	22.2
10%未満	14	77.8
(うち 0%)	(13)	(72.2)
全体	18	100.0

④- 1 新規採用従業員（正規雇用者）の雇用有無

【新規採用の有無】	事業所数／%	
有	14	77.8
無	4	22.2
全体	18	100.0

④- 2 新規採用有の新規採用従業員（正規雇用者）数の内訳

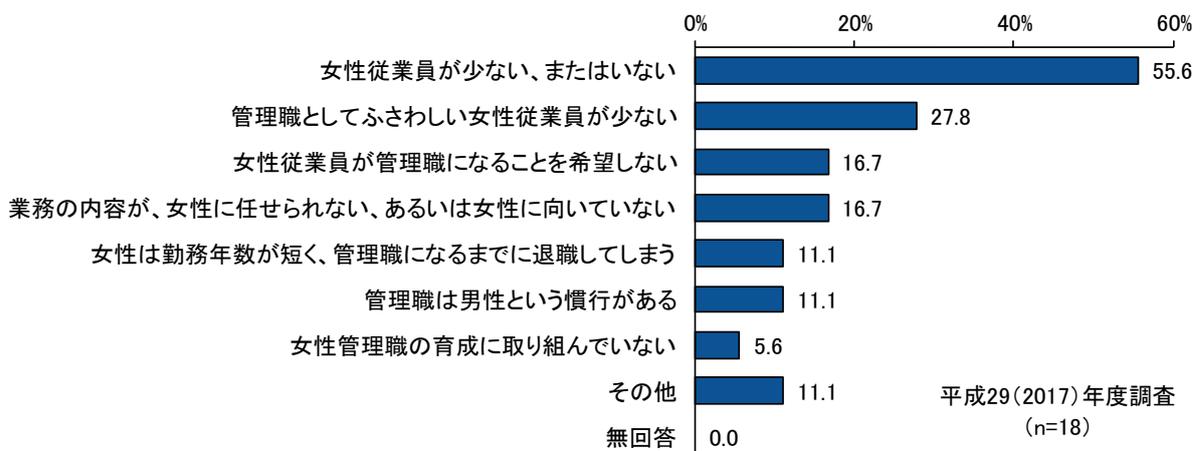
【区分】	〈内訳〉 人数／% (14 事業所)	
男性	48	72.7
女性	18	27.3
合計	66	100.0

(1) 女性活躍の推進について

女性の管理職が少ない理由については、「女性従業員が少ない、またはいない」が55.6%で最も高く、次いで「管理職としてふさわしい女性従業員が少ない」が27.8%となっています。

【女性の管理職が少ない理由について】（複数回答）

※女性管理職の割合が30%未満の事業所対象設問

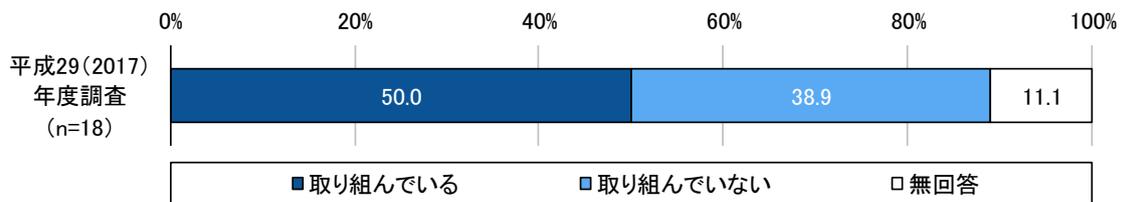


(2) ワーク・ライフ・バランスについて

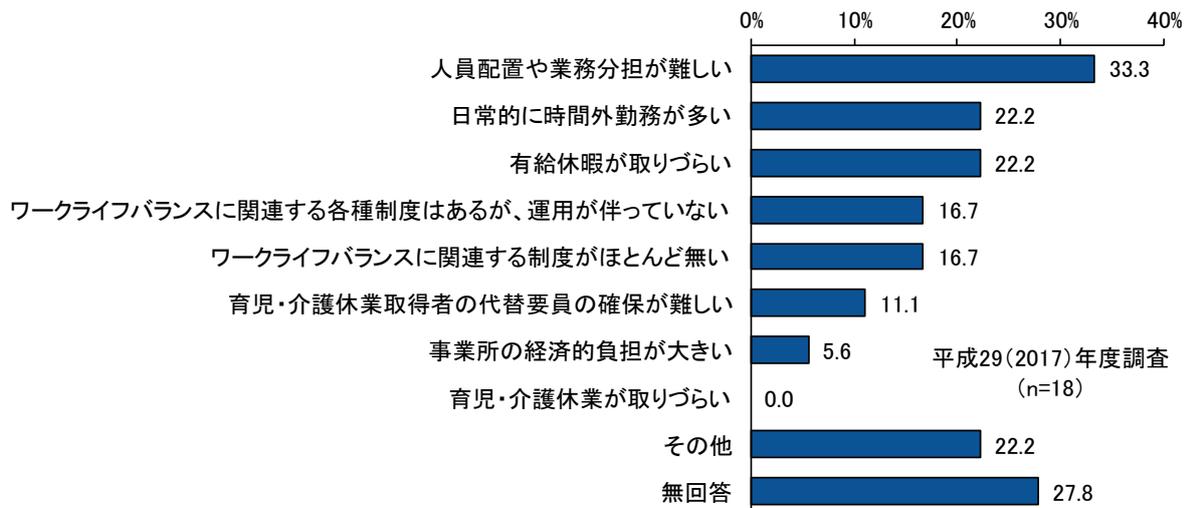
ワーク・ライフ・バランスの取組状況については、「取り組んでいる」が50.0%、「取り組んでいない」が38.9%と、「取り組んでいる」が11.1ポイント上回っています。

今後、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題については、「人員配置や業務分担が難しい」が33.3%で最も高く、次いで「日常的に時間外勤務が多い」、「有給休暇が取りづらい」がともに22.2%となっています。企業側の人材不足がワーク・ライフ・バランスの推進を妨げる一つの要因となっていることが伺えます。

【ワーク・ライフ・バランスの取組状況について】



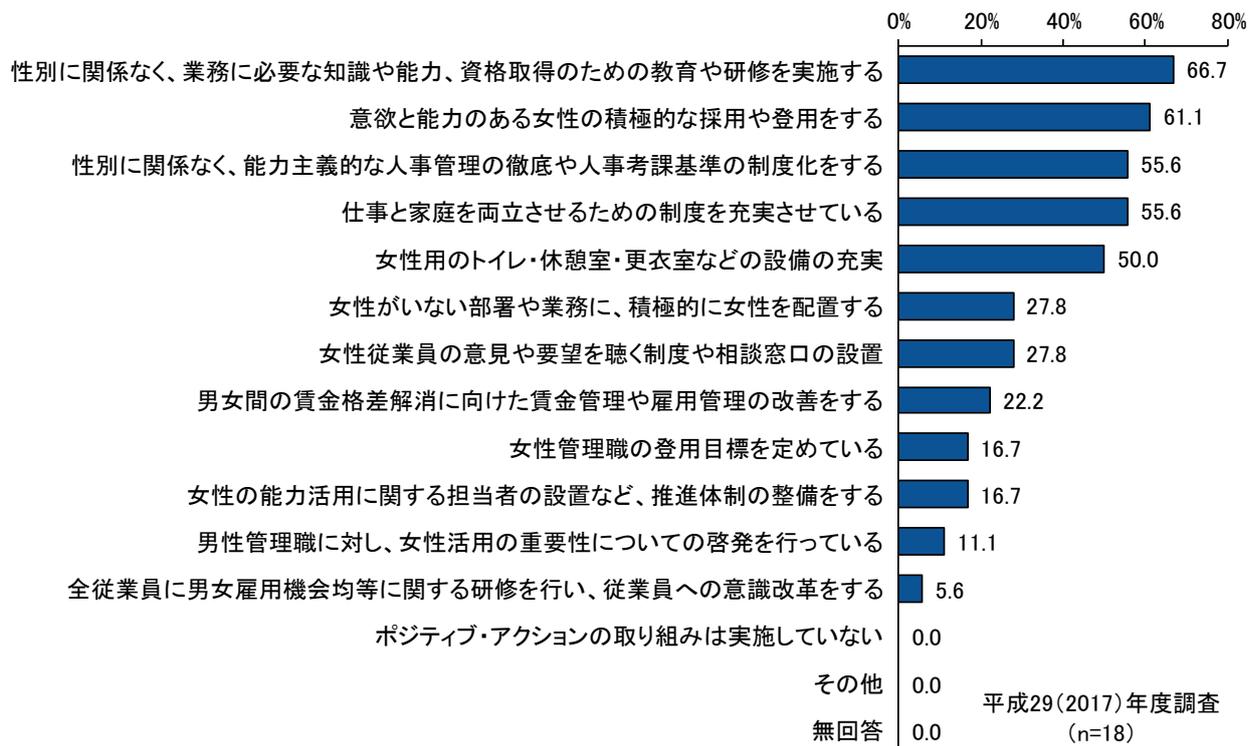
【今後、ワーク・ライフ・バランスを推進していく上での課題について】（複数回答）



(3) ポジティブ・アクション※について

ポジティブ・アクションの取り組みの実施又は予定については、「性別に関係なく、業務に必要な知識や能力、資格取得のための教育や研修を実施する」が66.7%で最も高く、次いで「意欲と能力のある女性の積極的な採用や登用をする」が61.1%、「性別に関係なく、能力主義的な人事管理の徹底や人事考課基準の制度化をする」、「仕事と家庭を両立させるための制度を充実させている」がともに55.6%と、様々な視点から課題解決を図ろうとしていることが伺えます。

【ポジティブ・アクションの取り組みの実施又は予定について】（複数回答）

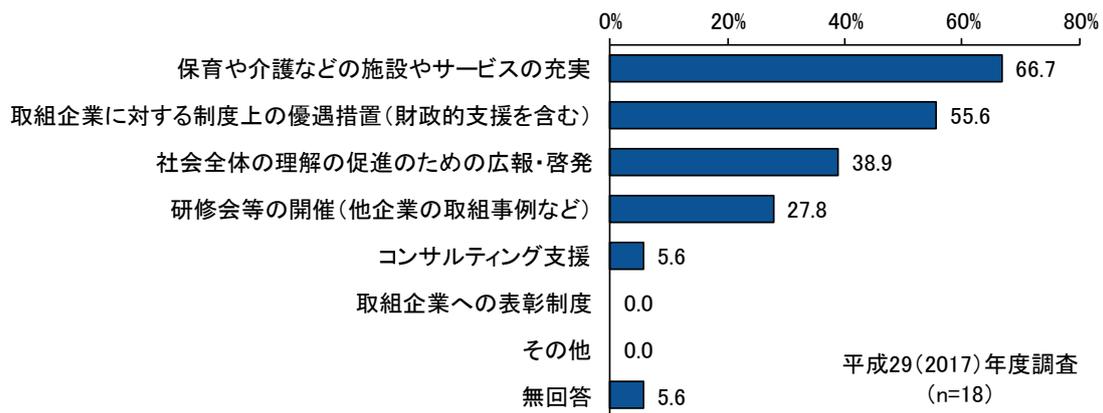


※ポジティブ・アクション: 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となります。

(4) 行政の役割について

仕事と生活の両立支援や女性の活躍推進の取組を進める上で行政に期待することについては、「保育や介護などの施設やサービスの充実」が66.7%で最も高く、次いで「取組企業に対する制度上の優遇措置（財政的支援を含む）」が55.6%となっています。行政に対し、施設やサービスの充実といった基盤整備が求められているとともに、企業側への財政的支援を含む優遇措置が求められていることが伺えます。

【仕事と生活の両立支援や女性の活躍推進の取組を進める上で行政に期待することについて】
(複数回答)



第9節 第1次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画の総括

第1次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画における数値目標の達成状況は、以下のとおりです。

基本目標Ⅰ 男女の人権を尊重する社会の構築

- 男女の平等意識をはぐくみ、性の差を感じることなく活躍できる環境に満足している市民の割合については、平成23(2011)年度から大きな変化はなく、平成30(2018)年度の目標値の達成は難しい状況となっています。
- 市におけるDV相談件数については、平成23(2011)年度と比べて減少しているものの、相談件数は年度ごとに大きく異なるため、単年度の実績値で評価することは難しい指標項目となります。
- 中学校生徒会長における女性の人数については、平成23(2011)年度から横ばいの状況で変化は見られません。
- 小中学校1学級あたりのコンピューター学習平均時間数(時間)については、小学校においては、平成23(2011)年度から横ばいの状況である一方で、中学校においては、平成29(2017)年度の実績値が平成30(2018)年度の目標値を達成しています。

指標項目	平成23 (2011)年度 基準値	平成29 (2017)年度 実績値	平成30 (2018)年度 目標値	担当課
男女の平等意識をはぐくみ、性の差を感じることなく活躍できる環境に満足している市民の割合	21.5%	21.9% (平成28(2016) 年度実績値)	26.5%	こども家庭課
市におけるDV相談件数	36件	28件	—	こども家庭課
中学校生徒会長における女性の人数	2人	2人	—	教育総務課
小中学校1学級あたりのコンピューター学習平均時間数(時間)	小学校 15.6h 中学校 17.2h	小学校 16.0h 中学校 25.5h	小中学校ともに 20.0h	指導課

基本目標Ⅱ あらゆる分野に参画する機会の確保

- 市の係長相当職以上に占める女性の割合については、平成 23（2011）年度から 15.3 ポイント増加しています。
- 市の審議会等委員に占める女性の割合については、平成 23（2011）年度から 1.5 ポイント増加しているものの、平成 30（2018）年度の目標値には 4.3 ポイント届かず、達成は難しい状況となっています。
- 市議会議員に占める女性の割合については、平成 23（2011）年度から 10.2 ポイント増加しています。
- 住民自治組織の代表者に占める女性の割合については、平成 23（2011）年度から 0.5 ポイント減少しています。

指標項目	平成 23 (2011)年度 基準値	平成 29 (2017)年度 実績値	平成 30 (2018)年度 目標値	担当課
市の係長相当職以上に占める女性の割合	13.3%	28.6%	—	人事課
市の審議会等委員に占める女性の割合	24.2%	25.7%	30.0%	こども家庭課
市議会議員に占める女性の割合	12.5%	22.7%	—	議会事務局
住民自治組織の代表者に占める女性の割合	3.3%	2.8%	—	コミュニティ 推進課

基本目標Ⅲ 家庭生活における活動と他の活動の両立

- 家族経営協定締結数については、平成 23（2011）年度から 4 件増加しています。
- 市男性職員の育児休業取得人数及び育児参加休暇取得人数については、育児休業において、平成 23（2011）年度では 0 人だったところから、平成 29（2017）年度には 8 人となっています。
- つくばの里工業団地内の企業における男性の育児休業取得人数については、平成 23（2011）年度から横ばいの状況となっています。

指標項目	平成 23 (2011)年度 基準値	平成 29 (2017)年度 実績値	平成 30 (2018)年度 目標値	担当課
家族経営協定締結数	21 件	25 件	—	農業政策課
市男性職員の育児休業取得人数及び 育児参加休暇取得人数	育児休業 0 人	育児休業 8 人	—	人事課
つくばの里工業団地内の企業におけ る男性の育児休業取得人数	1 人	1 人	—	こども家庭課

第4章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

〈すべての人が ともに輝きながら 生きるために〉

本計画の基本理念は、男女共同参画社会の実現を目指すため、「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」で掲げられている6つの基本理念を下に、以下のように定めます。

〈基本理念〉

1. 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別を受けることがないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなど男女の人権が尊重されること。

2. 社会における制度又は慣行・慣習の是正

性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行・慣習をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行・慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことがないようにすること。

3. 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

4. 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすること。

5. 国際的協調

男女共同参画の推進に際しては、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、多文化共生を推進すること。

6. 生涯にわたる市民の健康維持

男女の対等な関係の下に、お互いの性を尊重するとともに、男女固有の身体的変化に配慮し、男女の生涯にわたる健康の維持が図られること。

第2節 基本目標

本計画の基本目標は、基本理念の下、5つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していることが重要です。行政での取組、学校、家庭、職場、地域等あらゆる場における教育・学習、メディア等の情報発信などを通して、誰もが性別にとらわれることなく個性や能力を発揮できる社会のために、更なる意識啓発を図り、男女共同参画に関する意識の醸成を目指します。

基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会の実現には、すべての男女が社会の多様な分野に参画できるよう、一人ひとりの意識改革や支援するための様々な環境整備が重要です。性別による固定的な役割分担意識の解消を図るとともに、多様な分野において男女が参画する社会を目指します。

また、外国人が安心して暮らせる環境を整備するとともに、様々な文化や伝統に触れることにより、多様な価値観を受け入れ、お互いの人格を理解し合える社会を目指します。

基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

すべての人が共に様々な場で活躍する社会の実現には、性別による区別や制約なく活動することができる環境が必要です。男性も女性もすべての人が働きやすい職場環境を整備するとともに、働く意欲のある女性の就業支援に取り組みます。

龍ヶ崎市では、最上位計画である第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プランにおいて「子育て日本一」を目指し、平成28(2016)年12月11日の「龍ヶ崎市子育て応援都市宣言」の下、妊娠・出産・子育てや家事、介護等の家庭での役割と仕事を両立して働き続けることができる環境整備を展開していきます。また、晩婚化によって育児と介護負担が同時に起きるダブルケアで女性の家庭における負担が増加するケースが増えてきている今日、家庭内の家事分担を男性も担うようにし、女性が離職しないで働き続けられるよう、市民や事業所に向けた啓発活動を促進します。

また、男女が余裕をもって仕事と家庭を両立させること（ワーク・ライフ・バランス）について、市民や事業所に向けて啓発活動を促進します。

基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり

すべての人がいきいきと生活を送るためには、健康で自立した生活ができる環境が必要です。男性と女性とは異なる身体的特徴を持つとともに、成長段階に応じた健康課題に配慮する必要があります。健康の保持・増進に向けた主体的な行動の推進と関係機関と連携した相談体制の充実を推進します。

地域の暮らしの中では、性別にかかわらず多くの人が役割を担い活動していくことが重要です。特に、防災・災害・復興対策の分野では、きめ細かな視点に立った対策が求められていることから、女性の参画を促進するとともに、様々な視点に立った防災・災害・復興対策を推進します。

これまで性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度や慣行により、高齢者、障がいのある家族等の介護・看護の負担は女性が担うことが多く、その負担が女性の就労をはじめとする社会参加を阻害する要因となっていました。こうした介護等の負担が女性に集中することなく、社会全体で支える仕組みとして介護保険制度や障がい福祉サービス等の整備・充実を推進します。

また、ひとり親家庭等の増加や社会的な格差が広がる中で、経済的困難を抱える家庭への支援を充実する必要があることから、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進します。

さらには、外国籍市民または、外国につながる人々が地域社会で安全・安心して暮らせる社会を目指します。

基本目標Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重

DVやセクハラ等の行為は、男女共同参画社会を実現していく上で、克服すべき重要な課題です。

こうした暴力や行為等の根絶に向けた意識啓発を図るとともに、関係機関等との情報交換や連携体制を強化し、被害当事者に対する支援や相談体制の充実を図ります。

男女共同参画社会では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的少数者（LGBT等）であることを理由とした差別や偏見を解消するため、理解を深めるための啓発活動を推進します。

第3節 施策の体系

基本目標	施策の方向	施策
Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり	(1)男女平等の視点に立った制度や慣行・習慣の見直し	①市広報紙や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実 ②市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進
	(2)男女平等を推進する教育・学習の充実	①家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実 ②学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実
	(3)メディア等を通じた意識改革・理解の促進	①メディア等における男女の意識改革・理解の促進 ②メディア・リテラシーの向上の促進
Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進	(1)地域社会における男女共同参画の促進	①男女が共に参加する地域活動の促進
	(2)家庭における男女共同参画の促進	①男性の家庭生活への参画の促進
	(3)政策・方針決定過程への女性の参画の拡大	①附属機関等における女性参画の拡大 ②市役所、事業所等における女性職員の登用 ③女性のエンパワーメントのための情報提供
	〈女性活躍推進法による市町村推進計画〉 (4)国際理解における男女共同参画の促進	①国際理解・交流の促進
Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり	(1)仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	①ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発 ②ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取組方法の検討
	〈女性活躍推進法による市町村推進計画〉 (2)雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保	①男女雇用機会均等の促進 ②就職、能力向上に対する支援 ③自営業における男女共同参画の促進
	(3)男女の就業生活と家庭生活の両立の支援	①仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進 ②子育ての支援の充実
	〈女性活躍推進法による市町村推進計画〉	
Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり	(1)生涯を通じた男女の健康支援	①男女の心身の健康の保持・増進のための支援 ②妊娠・出産等に関する健康支援
	(2)男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	①防災組織における女性参画の促進
	(3)高齢者・障がい児(者)の福祉の充実	①高齢者・障がい児(者)が安心して暮らせる環境の整備
	(4)ひとり親家庭等への支援	①ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実 ②ひとり親家庭等の生活の安定への支援
	(5)経済的支援を必要とする家庭への支援	①経済的支援を必要とする家庭への支援
	(6)外国籍市民等への支援	①外国籍市民等への支援
Ⅴ 一人ひとりの人権の尊重	(1)男女間のあらゆる暴力の根絶 〈配偶者暴力(DV)防止法による市町村推進計画〉	①暴力の根絶のための啓発 ②被害者への支援体制の充実
	(2)性に関する差別の解消	①多様な性への理解の促進

第5章 実施計画

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた環境づくり

（1）男女平等の視点に立った制度や慣行・習慣の見直し

現状と課題

男女共同参画社会の実現には、男女が固定的な性別役割分担にとらわれることなく、多様な生き方を認め合うことの大切さを理解することが重要となります。

市民意識調査では、各分野における男女平等の意識について、『教育の場』では「平等になっている」が約7割と高いものの、『社会全体』という大きな枠組みでは、依然として「男性が優遇されている」と感じている割合が約7割と高く、前回調査時から変化が見られない状況となっています。

このような現状を踏まえると、男女共同参画の意識を深めるためには、家庭・職場・地域における社会制度や慣行・習慣の見直しを図り、市民・企業・行政等との連携・協力の下、あらゆる人が共感できるよう多様な機会を利用し、地域に根ざした身近な情報提供・意識啓発の展開が必要です。

主な施策

① 市広報紙や市公式ホームページ等を通じた情報提供・啓発活動の充実		
No.	事業名／内容	担当課
1	市広報紙や市公式ホームページを活用した男女共同参画に関する情報提供 男女共同参画社会の実現に向けた意識を深めるため、男女共同参画に関連する情報提供の充実を図ります。	こども家庭課
2	育児・介護休業法等の関連法令・制度の周知 男女共同参画に関する法制度の情報提供を行うとともに、市役所における休業取得に関する取組を紹介し、育児・介護休業等の積極的な取組を促進します。	こども家庭課
3	男女共同参画の推進 毎年11月の男女共同参画推進月間を通じて、市民へ男女共同参画について考えるきっかけを提供するとともに、男女共同参画事業への参加を促進します。また、イクメン・イクジイ川柳を実施し、男女共同参画の意識を深める啓発活動を行います。	こども家庭課

② 市民、企業等との連携・協力による啓発活動の推進		
No.	事業名／内容	担当課
4	市民、企業等への男女共同参画に関する情報提供・講座の開催 広報紙や市公式ホームページによる情報提供に加え、パンフレット等の配布を行い、身近に男女共同参画に触れる機会を提供します。また、男女共同参画を推進するため、講座等を開催します。	こども家庭課

（2）男女平等を推進する教育・学習の充実

現状と課題

意識や価値観は、成長に応じて形成されることから、人権意識や男女平等意識を育てるために家庭・学校・地域社会の中で教育の果たす役割は非常に大きくなっています。

市民意識調査では、各分野における男女平等の意識について、『教育の場』では「平等になっている」が約7割と高く、教育の場においては男女平等が進んでいることが伺えます。一方で、『社会全体』では「平等になっている」が約2割と、社会全体では男女平等の意識が高まっていない状況が見られます。

男女共同参画社会を実現するため、家庭や学校、地域における学習機会などを通じて男女共同参画や人権に関する教育を続けていくとともに、教職員への情報提供や研修などを通して男女共同参画への意識啓発が必要です。

主な施策

① 家庭や地域における男女平等を推進する啓発教育・学習の充実		
No.	事業名/内容	担当課
5	子育てふれあいセミナーの充実 市内の小学校低学年の保護者を対象に、「子育てふれあいセミナー（家庭教育学級）」を開講し、子育てにおける男女平等の推進を図ります。	文化・生涯学習課
6	茨城県青少年のための環境整備条例に基づいた青少年の健全育成のための環境整備 茨城県青少年のための環境整備条例に基づき、青少年相談員による該当巡回指導を行うとともに、市内のコンビニエンスストア等との協働により、青少年の健全育成環境の拡充を図ります。	文化・生涯学習課
7	家庭児童相談の充実 児童に関する教育、発達、しつけ、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言、指導を行うとともに、関係機関との連携を強化します。	こども家庭課
8	児童・生徒に対する相談支援体制の充実 子育てに悩みを持つ方やカウンセリングに関心のある方を対象に講座を開催し、カウンセリング理論や技法への理解を促進します。	教育センター

② 学校教育における男女平等を推進する教育・学習の充実		
No.	事業名/内容	担当課
9	人権教育・男女平等教育の充実 学校の教育活動全体（社会科、家庭科、保健体育科、道徳、特別活動等）を通じて、人権尊重や、男女平等の視点に立った指導の充実を図ります。また、教職員の共通理解を図ります。	指導課
10	発達段階に応じた適切な性教育の充実 児童・生徒の発達段階に応じた性教育を充実し、性に対する正しい理解を深めるとともに、児童・生徒の心の成長や情操教育を推進します。	指導課

（3）メディア等を通じた意識改革・理解の促進

現状と課題

新聞、テレビ、インターネット、SNS等、メディアによる情報が人々の意識形成に大きな影響を与えることに留意する必要があります。人権の尊重が確保され、男女共同参画の視点に立った男女平等の推進が阻害されることがないようにしなければなりません。

このため、表現の自由は尊重しつつも、性別による固定的役割分担や差別を連想させ助長する表現、男女間における暴力などを正当化し助長する表現、不必要な性的な表現など、不適切な表現を用いないようメディアに働きかけることも重要です。

表現された情報を市民が主体的に読み解き、不適切な表現の指摘、削除など、自己発信できる能力（メディア・リテラシー[※]）の育成や向上に努める必要があります。近年では、SNS等に起因する被害児童数も増加していることから、被害を未然に防ぐためにもフィルタリングの普及促進を図る必要があります。

本市における情報発信に際しては、不適切な表現が用いられないように配慮して取り組むことが重要です。

主な施策

① メディア等における男女の意識改革・理解の促進

No.	事業名／内容	担当課
11	広報紙等における表現の配慮	シティセールス課
	広報紙等において、性差別につながる文章表現や、性別による固定的な役割分担イメージを与えないように配慮し、情報発信を行います。	

② メディア・リテラシーの向上の促進

No.	事業名／内容	担当課
12	家庭におけるメディア・リテラシー向上	こども家庭課
	メディア・リテラシー（情報活用能力）に関する情報を提供するなど、啓発を図ります。	
13	学校教育における情報教育の推進	指導課
	SNS等のツールを活用する際の正しい利用方法の理解を深めるため、学習内容と関連付けた指導を行います。	

※メディア・リテラシー：新聞、テレビ、インターネットやSNS等のメディアを使いこなし、メディアの伝える情報を理解する能力のことをいいます。また、メディアからの情報を見極める能力、自ら情報発信する能力のことをいいます。

基本目標Ⅱ 多様な分野における男女共同参画の推進

（1）地域社会における男女共同参画の促進

現状と課題

少子高齢化や、家族形態の変化に伴い、1世帯あたりの人員も減少傾向が続き、核家族や単身世帯が増加する中、人々のニーズは多様化・複合化する社会を迎えています。地域社会における様々な課題を解決していくためには、地域コミュニティの形成に向けて、市民や地域団体、ボランティア団体、行政等が相互に連携して取り組む必要があります。

市民意識調査では、地域活動の参加状況について、『自治会・町内会』に「参加して役員をしている／参加して役員をしたことがある」は、男性が40.9%、女性が37.4%と男性の割合が高くなっています。また、『自治会・町内会』に「参加している／参加したことがある」は、男性が32.4%、女性が37.8%と女性の割合が高くなっています。

これからは、男女が共に様々な地域の活動へと参画していくことが大切であり、男女共同参画の視点に立った活動を進めることが必要です。地域活動の情報提供や活動の場の提供、参加へのきっかけづくりや参加しやすい環境づくりを促進し、男性の参画が少ない分野へは男性の参画を、女性の参画が少ない分野へは女性の参画を促進していく必要があります。

主な施策

① 男女が共に参加する地域活動の促進		
No.	事業名／内容	担当課
14	活力ある地域コミュニティ形成の支援 中核的な地域コミュニティ（市内13地区）の形成を主要事業として位置付け、住民自治組織をはじめ、地域で活動する団体等との連携・協力体制の構築を推進するとともに、男女が共に参加する地域コミュニティづくりを支援します。	コミュニティ推進課
	地域活動に関する情報提供及び活動の場の提供 身近な施設であるコミュニティセンターと市民活動支援拠点である市民活動センターにおいて、情報提供や活動の場の提供を行い、地域活動の利便性の向上や参加を促進します。	
16	人権啓発の推進 人権に関する理解を深めるための人権教育・啓発を推進します。	文化・生涯学習課
	ボランティア活動への参加促進 地域でのボランティア活動においては、関係機関等との連携を図り、参加へのきっかけづくりや情報提供を行い、男女共同参画の視点からあらゆる人の参加を促進します。	
17		社会福祉協議会

（2）家庭における男女共同参画の促進

現状と課題

家庭では、男女がともに育児や介護などについて家族として互いに役割を担い、協力して生活を営むことが重要ですが、多くの家庭で家事、育児、介護等の多くを女性が担っているのが現状です。その根底には、「男性は仕事、女性は家庭」という性別による固定的役割分担意識があると考えられますが、家庭のことを女性だけの役割とせず、積極的に男性も家事、育児、介護等に関わることが重要です。そのためには、男性の仕事中心の意識やライフスタイルを見直し、仕事と家庭のバランスのとれたライフスタイルを選択できるようにする必要があります。それにより女性の負担が軽減され、家庭だけではなく、仕事や地域活動などへの女性の参画も期待されます。

市民意識調査では、家庭のあるべき姿について、「男性も女性も仕事をし、家事・育児も男性と女性で分担する」の割合は55.3%と前回調査時から増加している一方で、実際の家庭内での役割分担については、「男性も女性も仕事をし、家事・育児も男性と女性で分担している」の割合は15.0%にとどまっており、理想と現実で乖離が生じています。

本市においても共働きの家庭が増えており、性別による固定的役割分担意識が固定化したままでは、女性は仕事に加えて家庭内の仕事も担わなければならない、負担が増すこととなります。男女がともに家事、育児、介護等を家族の一員として担っていくことが求められています。本市では、男性が積極的に家事、育児、介護等の役割を担うために情報提供やきっかけづくりとなる場の提供を推進していく必要があります。

主な施策

① 男性の家庭生活への参画の促進		
No.	事業名／内容	担当課
18	性別による固定的な役割分担意識解消の啓発	こども家庭課
	広報紙や市公式ホームページを通じて、性別による固定的な役割分担意識の解消に向けた啓発を行います。また、男性が家事・子育て・介護等へ積極的に担うきっかけとなる家庭生活に関する市民講座（家事・子育て・介護等）を、関係各課と連携を図りながら開催します。	

（3）政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

現状と課題

働く場で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するため、平成 28（2016）年 4 月に女性活躍推進法が施行され、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定が国や地方公共団体、民間事業主に義務づけられました（労働者 300 人以下の事業主は努力義務）。

社会や組織の活力を高めるためには、多様な人材を活用し、様々な立場の人の意見を取り入れることが重要であり、あらゆる分野に男女が共に参画する必要があります。

本市では、審議会等委員に占める女性の割合は平成 30（2018）年度までに 30%とする目標に向かって、委員会や審議会の委員選定の場に働きかけを行うなど、政策・方針決定過程への女性の参画を推進してきましたが、市の審議会等委員に占める女性の割合は、25.7%（平成 29（2017）年度実績値）にとどまっています。また、市の係長相当職以上に占める女性の割合は 28.6%（平成 29（2017）年度実績値）となっています。様々な意見が公平・公正に反映された社会としていくことが重要ですが、依然として政策・方針決定過程への女性の参画は少ないのが現状です。

そのため、今後も積極的に政策・方針決定過程の場への男女共同参画を進めるとともに、女性のエンパワーメントのための啓発活動や学習機会の提供等の人材育成に努める必要があります。また、事業所等に対しても女性が政策・方針決定過程への参加を促進するため、情報提供や継続的な啓発活動を行う必要があります。

主な施策

① 附属機関等における女性参画の拡大

No.	事業名/内容	担当課
19	附属機関等における女性委員の登用	こども家庭課
	多様な人材の登用を進めるため、附属機関等における委員の選任にあたっては、女性委員の登用率が 30%以上となるように努め、男女の視点がともに反映されるように配慮します。	

② 市役所、事業所等における女性職員の登用

No.	事業名/内容	担当課
20	市役所内における役職への女性職員の登用	人事課
	女性職員の職域を拡大し、係長相当職（副主査）以上への登用を積極的に行い、女性職員の意思を政策・方針決定の場へ反映します。	
21	市職員の人材育成	人事課
	持続可能な行財政運営を行うため、男女の区別なく各種研修を行い、職員の能力向上を図るとともに、女性職員に対するキャリアアップ講座を開催し、女性の活躍推進を図ります。	

No.	事業名／内容	担当課
22	事業所等への女性職員登用の啓発	商工観光課
	市内の事業所等に対し、女性活躍推進法の周知を行うとともに、女性活躍推進法に基づき、残業削減など働きやすい職場づくりや女性管理職の登用などに関する目標を定める事業主行動計画を策定するよう啓発します。	

③ 女性のエンパワーメント※のための情報提供		
No.	事業名／内容	担当課
23	女性のチャレンジを支援する学習機会の情報提供	こども家庭課
	女性の就労促進を社会経済の活性化につなげるウーマノミクス※の実現に向けて、起業を希望する女性に対して、必要な知識や技術の習得、情報提供の充実などを図ります。	



※エンパワーメント:個人や集団が自らの力で問題や課題を解決していくことができる社会的技術や能力を獲得することをいいます。「女性のエンパワーメント」とは、女性が政治、経済、社会などの分野において、意思決定過程への参加の機会を獲得することで、自ら力をつけ、能力を高めることです。

※ウーマノミクス:就業する女性が増えることによって、企業活動の活性化や消費の拡大といった効果が表れ、社会や経済が活性化するという考え方です。

（4）国際理解における男女共同参画の促進

現状と課題

国の男女共同参画の取組は、国連を始めとする国際的な女性の地位向上に係る動向と連動して推進されてきており、国際的な動向について知ることを通じて男女共同参画をより深く理解することが重要です。

国際化が進む現在、身近な国際交流として地域でともに暮らす外国籍市民等との交流があります。様々な文化や伝統に触れることにより、多様な価値観を受け入れ、お互いの人格を理解し合うことも重要です。

主な施策

① 国際理解・交流の促進

No.	事業名/内容	担当課
24	国際理解の促進	こども家庭課
	男女共同参画に関連する条約や国の動向などについて、積極的に情報収集し、市民に広く提供するとともに、学習機会の充実に努め、理解の促進を図ります。	
25	国際交流の促進	企画課
	市民の国際交流活動を推進するため、国際化や多文化共生を活動分野とする団体等と連携し、交流の場の提供に努めます。	



基本目標Ⅲ 多様な働き方の実現に向けた環境づくり

（1）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

現状と課題

本市においても、世代を超えた男女の理解や、職場環境の整備・研修・育成を含めた幅広い支援等の促進、取組により、男女が共に充実した仕事と生活が求められています。

市民意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの理想と現実において、乖離が生じている状況が見られ、特に男性は仕事中心の生活となっている傾向が伺えます。

企業意識調査では、ワーク・ライフ・バランスの取組状況として、「取り組んでいる」が5割と、「取り組んでいない」を上回る状況ではありますが、ワーク・ライフ・バランスを推進する上での課題も多く、特に「人員配置や業務分担が難しい」という状況です。

ワーク・ライフ・バランスの実現には、個人の裁量では解決できない部分も多く、企業の協力と理解を得ることが必要不可欠であることから、企業への働きかけや情報提供を通じて、長時間労働の削減等や目標設定など多様な就労形態の創出等を含めた働き方改革やテレワーク（在宅勤務）、フレックス制度の普及など、職場環境の整備を促進していく必要があります。

主な施策

① ワーク・ライフ・バランスの広報・啓発

No.	事業名／内容	担当課
26	ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発	こども家庭課
	イクメン・イクジイ川柳を通して、ワーク・ライフ・バランスを考える機会を提供するとともに、事業所に対する働きかけとして、市役所における育児休業・介護休業などの取得状況に関する情報を発信し、ワーク・ライフ・バランスの意義や必要性についての啓発を行います。	

② ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた具体的な取組方法の検討

No.	事業名／内容	担当課
27	市役所内におけるワーク・ライフ・バランスの推進	人事課
	定期的にノー残業デーやプレミアムフライデーを実施し、市職員の時間外勤務の縮減や年次休暇の取得促進に努めます。育児休業の取得経験がある市職員を「メンター（助言者又は信頼のおける相談相手）」として登録し、出産や育児に対する不安や悩みを抱える市職員へアドバイスを行うとともに、育児休業の取得を促進します。	

（2）雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保

現状と課題

本市の女性の労働力率を見ても、依然として結婚・出産期にあたる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブの状況が続いています。

市民意識調査では、理想的な女性の就労形態において、「結婚し、子どもが生まれても、仕事を続ける」が36.9%、「子どもが生まれてから仕事をやめるが、子どもが成長したら、再び仕事につく」が49.3%と、「子どもが生まれてから仕事をやめるが、子どもが成長したら、再び仕事につく」ことを理想としている人がやや多い傾向が見られます。女性の就労継続に対する課題としては、「子育てとの両立」、「夫が家庭のことに非協力的なこと」、女性の職業生活の活躍に向けた課題としては、「出産・育児・介護などがあっても、仕事を継続できるようにする」、「女性が働ける場を増やす」などが上位にあげられています。

これらの課題が解決されることにより、「結婚し、子どもが生まれても、仕事を続ける」ことを理想とする割合も上昇していくのではないかと考えられることから、女性の職業生活の充実を図るためには、長時間労働を前提とした男性中心型の雇用慣行の見直しをはじめ、働き方改革によるワーク・ライフ・バランスの推進や、家庭生活における固定的な役割分担意識や、性差に関する偏見の解消を図るとともに、妊娠・出産・育児等を理由に一度退職した女性が再就職しやすい環境整備を推進していくことが必要です。

主な施策

① 男女雇用機会均等の促進

No.	事業名/内容	担当課
28	労働条件における男女平等の推進	商工観光課
	男女の雇用・賃金・昇格・昇進などの均等化を推進するとともに、不平等を受けた場合の対処について情報提供を行います。	
29	男女雇用機会均等に関する法制度の周知	こども家庭課
	雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保を促進するため、男女雇用均等法や育児・介護休業法など、男女共同参画に関連する法律等の周知を行います。	

② 就職、能力向上に対する支援

No.	事業名/内容	担当課
30	求職者への就職情報の提供	商工観光課
	多様な働き方への支援として、ハローワークと連携するとともに、本庁舎に求人コーナーを設け、求職者に対して就職情報を提供します。	
31	能力向上のための研修会等の情報提供	こども家庭課 商工観光課
	就職や起業、再就職等を希望する男女に対して、茨城県が主催する「男女共同参画セミナー」や、茨城県が作成した「公共職業訓練コースガイド」など、多様な働き方を実現できるよう能力向上に関する各種講座や就職相談に関する情報提供を行います。	

③ 自営業における男女共同参画の促進		
No.	事業名／内容	担当課
32	農業士・農業委員会への女性の登用	農業政策課 農業委員会事務局
	農業経営と農家生活の向上を図るとともに、地域農業の維持・発展を目指し、担い手の育成や地域農業振興活動を行う女性農業士の推進、支援を行います。また、農業委員会の女性参画を推進します。	
33	家族経営協定の締結促進	農業政策課
	農業経営において、家族一人ひとりの役割と責任が明確となり、それぞれの意欲と能力が十分に発揮できるよう、家族経営協定の締結を促進します。	
34	関係機関等と連携した男女共同参画の促進	商工観光課 農業政策課
	男女共同参画についての情報提供をするとともに、女性の農業経営参画に対する理解を深める取組を推進します。	



（3）男女の就業生活と家庭生活の両立の支援

現状と課題

女性が生涯を通じてあらゆる分野に参画でき、また、安心して子どもを産み育てるためには、男女がともに子育てに参画できる環境づくりを進めるとともに、身近な地域で子育て支援を受けられることが重要となります。

市民意識調査では、男性が育児休暇を取得することについて、「大いに賛成である」と「まあ賛成である」の合計値は81.3%と、男性の育児休暇の取得に対する理解が促進されている状況が伺えます。本市においては、男性職員の育児休業取得率は100%という状況であり、行政が率先して育児休業の取得を推進し、地域社会のモデルとなるとともに、情報提供を通じて事業所等への啓発を行うことが重要です。

また、家庭生活における子育ての状況は、核家族化の進展に伴い、子育てに困難や不安を抱える家庭も増えてきています。子育てに対する総合的な支援が求められており、子どもの発達段階や家庭の子育て環境、保護者の状況を踏まえた上での適切な保育サービスの提供や相談体制の充実、子育てに関する情報提供が重要となります。

主な施策

① 仕事と育児・介護の両立のための制度の定着促進

No.	事業名／内容	担当課
35	事業所等への労働時間の短縮や育児・介護休業取得促進の広報・啓発 育児・介護休業法に基づく制度の周知・定着を図り、仕事と育児・介護等と両立できる環境づくりを目指し、情報提供等を通じて啓発を行います。	商工観光課 こども家庭課

② 子育ての支援の充実

No.	事業名／内容	担当課
36	保育サービスの適切な提供 家庭における子育て支援と就労支援を図るため、多様化する保育ニーズの把握に努め、保育環境の整備・拡大を促進します。	こども家庭課
37	家庭児童相談の充実（再掲） 児童に関する教育、発達、しつけ、虐待等の様々な相談に対し、適切な助言、指導を行うとともに、関係機関との連携を強化します。	こども家庭課
38	子育て支援体制の充実 子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、リフレッシュ保育などの充実を図り、保護者の育児負担の軽減を図ります。また、子育て支援事業を利用する保護者に対し、その利用に係る費用の一部を助成することにより、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	こども家庭課
39	放課後児童クラブの充実 放課後における児童の安全確保と健全育成を行い、保護者が安心して働けるように児童の放課後保育の充実を図ります。	文化・生涯学習課

基本目標Ⅳ 安全・安心して暮らせる社会づくり

（1）生涯を通じた男女の健康支援

現状と課題

男女が互いの身体的な違いを十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会を実現するためにも重要なことです。

心身の状況は、ライフサイクルを通じて変化しますが、女性は男性とは異なる健康上の問題に直面することがあります。妊娠、出産、不妊など、女性の健康をめぐる様々な問題があるほか、女性特有のがんには「乳がん」や「子宮がん」があり、いずれも若い世代でも罹患が見られることから、健康問題に関する啓発や相談しやすい体制の充実が必要です。一方で、喫煙や飲酒が関係する疾病は男性に多くみられるなど、心身の健康は、生活面や社会的な関わりなども関係すると考えられています。

女性の生涯を通じた健康支援では、性と生殖に関する健康づくりの支援の観点から、性感染症予防に関する情報提供など、幅広い世代に向けて適切な啓発活動を行う必要があります。

主な施策

① 男女の心身の健康の保持・増進のための支援		
No.	事業名／内容	担当課
40	健康診査受診の啓発・各種健康教室等の実施	健康増進課
	早期発見、早期治療に向けての健康診査や各種がん検診等の受診率向上のために周知及び啓発を行います。また、市民の自主的・自発的な健康づくりを促進するため、生活習慣病予防や重度化予防など健康に関する教室、講演会等を開催します。	
41	健康相談の充実	健康増進課
	健康に関する悩みや疑問に対して、保健師・管理栄養士等による健康相談を実施し、健康への適切なアドバイスを行います。	
42	喫煙、飲酒、薬物の健康影響の周知	健康増進課
	薬物乱用防止、喫煙・飲酒が健康に及ぼす影響について、市公式ホームページやポスター等を活用した啓発活動を行います。	
43	性感染症の予防啓発	健康増進課
	性感染症に対する正しい理解を促進し、予防の啓発や早期発見につなげるために情報提供を行います。	
44	国民健康保険被保険者にかかる人間ドック受診に対する助成	保険年金課
	男女を問わず、龍ヶ崎市国民健康保険の被保険者の健康保持・増進を図るため、市が指定する医療機関において、人間ドック又は脳ドックを受診した場合の費用の一部を助成します。	
45	スポーツ関連イベントの開催	スポーツ都市推進課
	各スポーツ関係団体との連携を図りながら、子どもから高齢者まで、男女が共に楽しめるスポーツやレクリエーションの企画を行います。	

No.	事業名／内容	担当課
46	健康づくり、スポーツ振興の活動を行うNPO等への支援	コミュニティ推進課
	市民活動団体を支援するための施設である市民活動支援センターの周知を行うとともに、積極的な活動を支援するために活動の場を提供します。	

② 妊娠・出産等に関する健康支援

No.	事業名／内容	担当課
47	リプロダクティブ・ヘルス／ライツ[*]の周知	健康増進課
	女性の生涯を通じた健康支援の統合的な対策の推進を図ります。	
48	母子健康手帳の早期交付と個別相談の充実	健康増進課
	市公式ホームページにおいて、母子の大切な健康記録である母子健康手帳の早期交付の重要性について啓発するとともに、必要に応じて個別相談を行い、適切な指導を行います。	
49	妊産婦の健康への支援	健康増進課
	母子健康手帳交付時に妊産婦健康診査受診票を発行し、無事に出産を迎えるために、医療機関における定期的な妊産婦健康診査の受診を促進します。電話や訪問等による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関などの関係機関と連携を図るとともに、保健師の専門的スキルの向上を図ります。	
50	妊産婦健康相談の充実	健康増進課
	電話や訪問等による個別相談を実施し、必要に応じて医療機関などの関係機関と連携を図るとともに、保健師の専門的スキルの向上を図ります。	
51	プレ・ママ教室、プレ・パパ教室の開催	健康増進課
	講義や妊婦疑似体験などの実習を通じて、妊娠中の過ごし方や育児をしていく上で夫婦の協力の重要性等について啓発を行うとともに、参加者のニーズに応じた教室を開催します。	
52	不妊治療に係る事業の周知	健康増進課
	不妊治療は精神的負担に加えて高額な治療費がかかることや、継続した治療が必要になることから不妊治療費の一部を助成し、不妊に悩む男女を支援します。	
53	妊産婦マル福の医療費助成の実施	保険年金課
	妊娠の継続又は安全な出産のために治療が必要と産婦人科が認めた場合、産婦人科の病院等で受診した際の保険診療に係る医療費の自己負担分の一部を助成します（ただし、所得制限あり）。医療費の助成を受けるためには、妊産婦マル福の申請が必要になることから、申請漏れを防ぐために健康増進課との連携を図ります。	

^{*}リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）：1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、今日、女性の人権の重要な一つとして認識されるに至っています。リプロダクティブ・ヘルス／ライツの中心課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれており、また、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。そして、健康上の理由や経済的な理由により、産みたくても産めない人にも保障されるべき健康概念を含みます。

（2）男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立

現状と課題

平成 23（2011）年の東日本大震災や平成 27（2015）年の関東・東北豪雨、本市においても地震災害のほか、小貝川の決壊、竜巻や崖崩れによる被害を受けた歴史もあり、いつ、そのような災害が起きても対処できるような体制を整えておく必要があります。災害時には平常時の性別による固定的役割分担や社会のゆがみが、集約的に顕在化するとされています。災害において、社会的弱者の人権が守られるよう、配慮できる地域社会を確立するためにはきめ細やかな視点が欠かせません。平常時から男女共同参画の意識を徹底していくことが重要です。

防災対策は、行政と自治会・町内会・自主防災組織・消防団やボランティア組織など、地域の様々な団体と連携していくことが必要です。市の最上位計画「第2次ふるさと龍ヶ崎戦略プラン」では防災・減災日本一を4つの重点目標の一つにしており、それに従って防災士の育成を積極的に行ってきた結果、防災士有資格者は平成 30 年 3 月 31 日現在、238 名（県内自治体第2位）、うち女性防災士 22 名となっています。龍ヶ崎市防災士連絡会や自主防災組織などでは防災活動の具体例を示し、女性も活動しやすい環境を整えていこうとしています。そのため、防災士連絡会や自主防災組織では女性委員の登用を推進しています。地域の防災力向上を図っていくためには、男女共同参画の視点を取り入れた防災復興体制を確立し、弱者としての女性というだけでなく、支援者の側に立って力強く活躍する女性を育成していく必要があります。

主な施策

① 防災組織における女性参画の促進		
No.	事業名／内容	担当課
54	自主防災組織等で活躍する女性の参画の推進	危機管理課
	防災訓練の参加者は男性が中心となっているため、自主防災組織で活動する女性の参画を推進します。また、防災活動の具体例を示し、避難所運営や避難行動要支援者に対する支援においても、きめ細やかな視点を取り入れながら、適切な災害対応を行います。	
55	女性防災士の育成及び活動支援	危機管理課
	災害リスクの削減にあたっては、女性のリーダーシップの促進が必要であり、防災力向上を図るためにも女性防災士の育成を支援します。また、龍ヶ崎市防災連絡会に女性委員を積極的に登用し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災を推進します。	

（3）高齢者・障がい児（者）の福祉の充実

現状と課題

本市においても、超高齢社会を迎え、高齢者の介護の問題は家庭だけではなく地域でも深刻な問題となっています。要介護高齢者は、高齢者人口の増加に伴い増加しており、要介護状態の重度化が進むことにより、介護負担も大きなものとなることが予測されます。また、高齢化に伴い障がいのある高齢者も増加していくことで、介護はより多くの家庭で課題となっていくと考えられます。

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査においては、主な介護者の性別は、男性が29.1%、女性が68.5%と女性の割合が多い状況となっています。

市民意識調査では、女性の就労継続に対する課題や女性が職業生活で活躍していくための課題について、介護という部分は上位にあげられていることから、福祉サービスの充実だけでなく、働く場での制度や働き方の変革が求められています。

本市では、高齢者や障がいのある人の地域での生活を支援し、家族介護者の負担を軽減するためのサービスの充実や地域での支援を充実するとともに、今後、増加する多様なニーズに応えるためにも、関係機関との緊密な連携が重要となります。

主な施策

① 高齢者・障がい児（者）が安心して暮らせる環境の整備		
No.	事業名／内容	担当課
56	介護保険制度の円滑な実施	介護福祉課
	介護保険制度の円滑な実施を図り、必要なサービスを受けながら住み慣れた地域や家庭において、自立した生活を送ることができるよう、介護保険事業計画に基づき、サービス提供の基盤整備を促進します。	
57	長寿会（老人クラブ）活動等への支援	介護福祉課
	高齢者の生きがいづくりや、地域活動の場である長寿会（老人クラブ）の活動等への支援として、活動費の一部助成を行います。	
58	障がい者の自立支援	社会福祉課
	障がいのある人が差別や偏見なく地域で安心して暮らせる支援体制を構築するため、障がいのある人や家族をはじめ、障がいに関する関係者で構成する龍ヶ崎市障がい者自立支援協議会において、障がいの理解を深めるための取組や、地域で必要な支援策の検討を行います。	
59	障がい福祉サービス等の提供	社会福祉課
	障害者基本法及び障害者総合支援法、児童福祉法に基づき、障がいのある人の自立と社会参加の促進を図るため、障がいの種別や支援の度合いに応じた適切なサービスを提供します。	
60	介護予防に向けた取組の実施	健幸長寿課
	高齢者の日常生活における身体機能の維持・向上、重度化防止を目的とした講座や教室を開催し、自立した生活を送ることができるよう支援します。	

No.	事業名／内容	担当課
61	<p>高齢者等の市民活動への参加推進・支援</p> <p>市民の方に、地域や行政に対する関心や理解を深めるとともに、市民活動への積極的な参加を推進するためのきっかけづくりとして、市民活動支援センターによる活動の場の提供や、まちづくりポイント制度を活用した支援を行います。</p>	コミュニティ推進課



（4）ひとり親家庭等への支援

現状と課題

本市の母子世帯の割合は、平成12（2000）年以降、県平均を上回る数値で推移しています。母子世帯では不安定な就労や雇用条件が悪い就労形態で働く母親も多く、経済的に困難を抱える家庭も少なくありません。そのため、母子世帯の経済的な自立を図るための就労支援が重要となります。

また、ひとり親家庭等では家庭内の問題や悩みを家族・親族等で共有することが困難な状況が多く、子どもへの虐待問題を抱えてしまうこともあります。経済的な問題だけでなく、教育・子育てや離婚問題、DV被害など、ひとり親家庭等が抱える複合的な問題に対応する相談体制の充実や生活支援を行う必要があります。

主な施策

① ひとり親家庭等の相談・緊急援助の充実

No.	事業名／内容	担当課
62	ひとり親家庭等の自立に向けた支援	こども家庭課
	ひとり親家庭等を総合的に支援するため、関係機関との連携を図り、相談体制を充実します。	

② ひとり親家庭等の生活の安定への支援

No.	事業名／内容	担当課
63	ひとり親家庭等への医療費負担軽減の充実	保険年金課
	ひとり親家庭等を対象に、医療保険による自己負担分を全額又は一部を公費負担で医療費負担を軽減します。	
64	ひとり親家庭等児童への高校等入学に関する支援	こども家庭課
	ひとり親家庭等の児童が、国公立私立高校、専門学校等に入学する場合に、非課税世帯を対象に入学準備金を支給し、経済的支援を行います。	

（5）経済的支援を必要とする家庭への支援

現状と課題

平成 27（2015）年の国民生活基礎調査の結果によると、子どものいる家庭の貧困率は 13.9%、国民全体での相対的貧困率は 15.7%となっています。経済的な困難を抱える家庭は少なくありません。

現在、子どもの貧困対策として、学習支援やこども食堂などによる食事の提供など、行政や地域のNPO等による活動が増えてきています。また、貧困に陥る家庭は、ひとり親家庭等に多く、子どもの教育機会や社会的な格差につながり、子ども自身の未来にも悪影響が及ぶという世代間での貧困の連鎖を生むことが指摘されています。子どもたちが、家庭など置かれた環境に左右されずに等しくチャンスを与えられ、希望を持って将来を目指すことができるよう、経済的支援を必要とする家庭の子どもに対するきめ細かい支援が求められる一方で、保護者の安定した就労の確保や子育ての負担軽減の措置を講じることも重要です。

主な施策

① 経済的支援を必要とする家庭への支援		
No.	事業名／内容	担当課
65	生活困窮者への支援	生活支援課
	生活困難な状況にある人が抱える問題に対して、専門的な相談対応の充実を図るとともに、関係機関等との連携による包括的な支援を行います。生活困窮者自立支援法に基づき、生活困難な状況にある人の抱える問題に、生活の安定・自立を目指して、包括的かつ総合的に支援を行うとともに、関係機関等との連携により就労支援を推進します。	
66	子どもの貧困対策の推進	生活支援課 こども家庭課
	経済的困難を抱える家庭の子どもに対して経済的支援や生活支援、学習支援、居場所の提供など総合的な支援を行います。	
67	子どもの進学等に係る経済的支援	教育総務課
	教育を受ける機会の均等に資するため、進学の意欲をもっているが経済的理由により、高校等への修学が困難な生徒に対して、奨学金の給付等の支援を行います。	

（6）外国籍市民等への支援

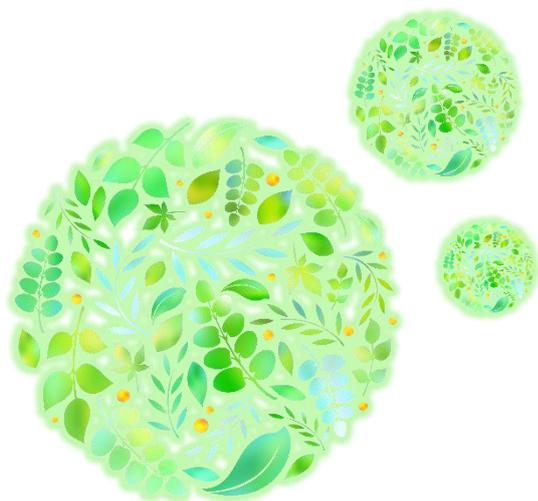
現状と課題

言語や慣習の違いで生活に困難やとまどいを抱える人も多いことから、生活相談の充実や多言語による生活情報の提供を行い、市民が安全・安心して暮らせるまちづくりを推進する必要があります。

主な施策

① 外国籍市民等への支援

No.	事業名／内容	担当課
68	外国籍市民等の生活相談の充実	関係各課
	日本語を母国語としない外国籍市民等が暮らす中で抱える仕事や家庭、子育てや教育などの悩みを受ける相談体制を整備します。外国籍市民等へ外国語による生活情報や災害関連情報、イベント情報などを提供します。	



基本目標V 一人ひとりの人権の尊重

（1）男女間のあらゆる暴力の根絶

現状と課題

一人ひとりの人権が尊重され、心身ともに健康であることは、男女共同参画社会の基本となるものであり、その実現のためには、男女ともに人権が尊重されることが不可欠であります。

市民意識調査では、配偶者暴力（DV）やセクハラにおいて、「直接被害を受けたことがある」の割合は1割程度である一方、「見聞きしたことがある」の割合は約3割と、被害が潜在化している状況にあると考えられます。また、直接被害を受けた人のうち、相談しなかった、相談できなかったという人が一定数存在しており、その理由としては、「相談しても無駄だと思った」、「自分さえ我慢すればいいと思った」などが上位にあげられています。

誰もが被害者にも加害者にもならないよう、暴力防止対策の推進や、各種ハラスメントの防止に向けた啓発活動及び情報提供の充実を図るとともに、被害者が安心して相談に訪れ、支援を受けることができるよう、被害者の置かれている状況に配慮した適切な相談対応の充実及び生活支援を行う必要があります。

主な施策

① 暴力の根絶のための啓発		
No.	事業名／内容	担当課
69	DV防止の啓発と法制度の周知	こども家庭課
	広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布など、様々な機会を通して、DVやデートDVに対する認識を深め、防止に向けた意識啓発を行います。「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」の趣旨等、DV防止施策に関する情報の周知に努めます。	
70	セクハラ等の防止に向けた啓発	こども家庭課
	広報紙や市公式ホームページ、リーフレットの配布など、様々な機会を通して、セクハラやパワー・ハラスメント（パワハラ）*等に対する認識を深め、防止に向けた意識啓発を行います。	
② 被害者への支援体制の充実		
No.	事業名／内容	担当課
71	相談支援体制の充実	こども家庭課 健幸長寿課
	市役所における相談支援体制の充実を図るとともに、国や県をはじめ、被害者支援のネットワーク等、DV等に関する相談に対応している関係機関等の周知を行います。	

*パワー・ハラスメント(パワハラ)：職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為のことをいいます。

No.	事業名／内容	担当課
72	相談員の資質の向上	こども家庭課 健幸長寿課
	相談内容が複雑化・多様化する中、適切な対応や処置が行えるよう、積極的に研修等を受講し、資質の向上に努めます。	
73	関係機関と連携した被害当事者への適切な対応	こども家庭課 生活支援課 健康増進課
	関係各課と相談内容等に関する情報共有を行うとともに、関係機関との連携を強化し、被害当事者の意思や意向を確認しつつ、一時保護等の適切な対応を行います。被害当事者への適切な対応や自立支援の充実を図るため、警察署や茨城県女性相談センター（婦人相談所・配偶者暴力相談センター）等の関係機関と連携を強化します。	
74	被害当事者への適切な自立支援	こども家庭課 生活支援課
	関係各課と自立に向けた支援施策の調整を行うとともに、関係機関との連携を図り、被害当事者への自立支援を行います。	



（2）性に関する差別の解消

現状と課題

男女共同参画では、多様な生き方が尊重され、誰もがその人らしく生きられることが重要であり、性のあり方についても同様です。性的少数者（LGBT等）は、性的指向や性自認を理由として、社会の偏見や生活上の困難に直面するといわれています。

市民意識調査では、性的少数者（LGBT等）について、「聞いたことがある（意味も知っている）」が約5割と、認識が浸透してきている状況が伺える一方で、「聞いたことがある（意味は知らない）」、「聞いたことがない」の合計値も約5割という状況です。

性的指向や性自認を理由とした差別や偏見をなくするためには、地域・学校・職場などあらゆる場面において、多様な性のあり方について正しく理解し、差別や偏見をなくするための理解を促進するための活動が必要です。

主な施策

① 多様な性への理解の促進		
No.	事業名／内容	担当課
75	性的少数者（LGBT等）への理解促進のための啓発 広報紙や市公式ホームページ等を通じて、性的少数者（LGBT等）への理解促進のための啓発を行います。	こども家庭課
76	性に関する相談体制の充実 相談窓口において、性的指向や性自認などに対する相談ができることを周知するとともに、対応する職員の理解を深め、当事者が安心して相談できる体制を整備します。	こども家庭課



指標一覧

成果指標

成果指標とは、男女共同参画推進のため、達成に向けて取り組む目標を設定するものがあります。

指標項目	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 35 (2023) 年度	参考値 上段：国 下段：県	目標値 上段：国 下段：県	担当課	基本目標	事業 No.
1. 市の男性職員の育児休業取得率	100%	100%	国：3.6% 平成 28(2016)年度 県：－	国：13% 平成 32(2020)年度 県：－	人事課	I・III	2・27
2. 男女の平等意識をはぐくみ、性の差を感じることなく活躍できる環境の満足度	21.9% 平成 28(2016)年度	25%	国：－ 県：－	国：－ 県：－	こども家庭課	II	18
3. 市の附属機関等委員に占める女性の割合	25.7%	30%以上 平成 32(2020)年度	国：25.6% 平成 27(2015)年 県：28.3% 平成 26(2014)年	国：30%以上 平成 32(2020)年度 県：30.3% 平成 32(2020)年度	こども家庭課	II	19
4. 市の係長相当職（副主査）以上に占める女性の割合	28.6%	35% 平成 32(2020)年度	国：33.5% 平成 29(2017)年 県：－	国：35% 平成 32(2020)年度末 県：－	人事課	II	20
5. 勤務先が仕事と子育てが両立しやすい職場環境であると感じている保護者の割合	67.4%	75%	国：－ 県：69.9% 平成 30(2018)年4月～5月	国：－ 県：－	こども家庭課	III	26

指標項目	実績値 平成 29 (2017) 年度	目標値 平成 35 (2023) 年度	参考値 上段：国 下段：県	目標値 上段：国 下段：県	担当課	基本目標	事業 No.
6. 特定健診・がん検診受診率	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：28.6% ●乳がん検診 ・40～64 歳：42.0% ・65～74 歳：10.3% ●子宮がん検診 ・20～29 歳：13.0% ・30～39 歳：37.9% ・40～64 歳：36.0% ・65～74 歳：14.2% 	<ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：48.5% 平成 35(2023) 年度 ●乳がん検診 ・40～64 歳：35.1% ・65～74 歳：13.7% ●子宮がん検診 ・20～29 歳：19.5% ・30～39 歳：35.3% ・40～64 歳：29.8% ・65～74 歳：17.1% 平成 33(2021) 年度 	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：36.6% ●乳がん検診：44.9% ●子宮がん検診：42.4% 平成 28(2016) 年度 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：36.8% 平成 29(2017) 年度 ●乳がん検診：18.6% ●子宮がん検診：15.7% 平成 28(2016) 年度 	<p>【国】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：60%以上 ●乳がん・子宮がん検診：50% 平成 34(2022) 年度 <p>【県】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●特定健診：60%以上 平成 34(2022) 年度 ●乳がん・子宮がん検診：50%(70 歳未満の受診率) 平成 34(2022) 年度 	健康増進課	IV	40
7. 市の女性防災士の人数	22 人 (全体数 238 人のうち 9.2%)	27 人 (全体数 270 人のうち 10.0%)	<p>国：－</p> <p>県：茨城県における消防団員に占める女性の割合 2.13% 平成 26(2014) 年</p>	<p>国：－</p> <p>県：目標値の設定はなし (状況把握のための指標)</p>	危機管理課	IV	55
8. 市における DV相談件数	28 件	－	<p>国：－</p> <p>県：－</p>	<p>国：－</p> <p>県：－</p>	こども家庭課	V	71
9. 性的少数者（LGBT等）に対して「聞いたことがある（意味も知っている）」と回答した人の割合	55.1%	60%	<p>国：－</p> <p>県：－</p>	<p>国：－</p> <p>県：－</p>	こども家庭課	V	75

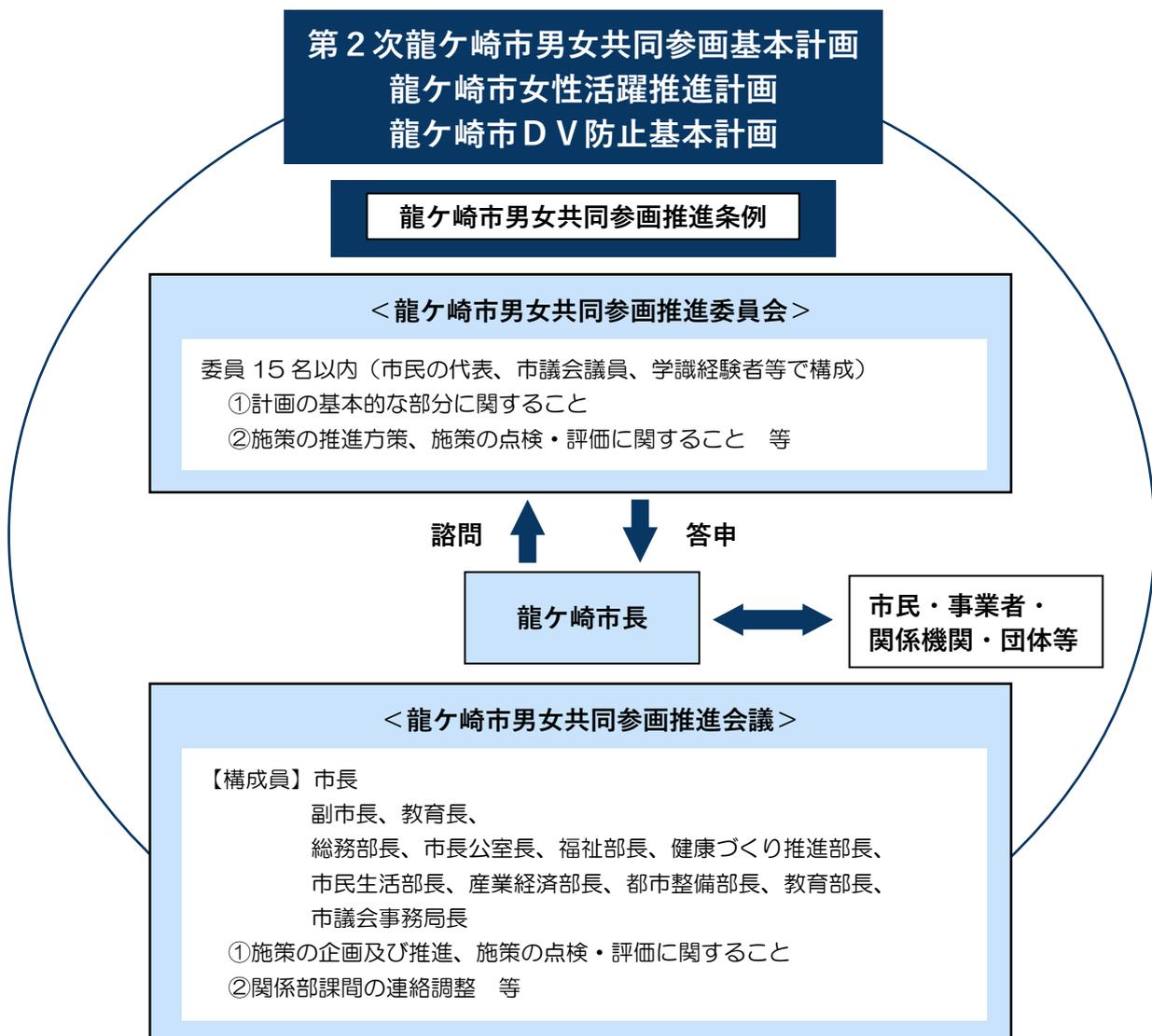
第6章 推進体制

第1節 計画の推進体制

本計画は、男女共同参画社会実現に向けて、幅広い分野にわたって行政、市民、事業者、関係機関・団体等との緊密な連携の下、施策を推進していくためのものです。本計画で定めた施策を総合的かつ計画的に推進するための推進体制の整備が必要となります。

(1) 市内推進体制の推進

本市では、男女共同参画を推進するため、市長の諮問機関として「龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会」を設置しています。審議会においては、幅広い分野からの人材を登用し、性別に偏りのない委員構成とします。また、市役所においては全庁的な部署で構成する「龍ヶ崎市男女共同参画推進会議」を設置しており、総合的に男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制を整備しています。

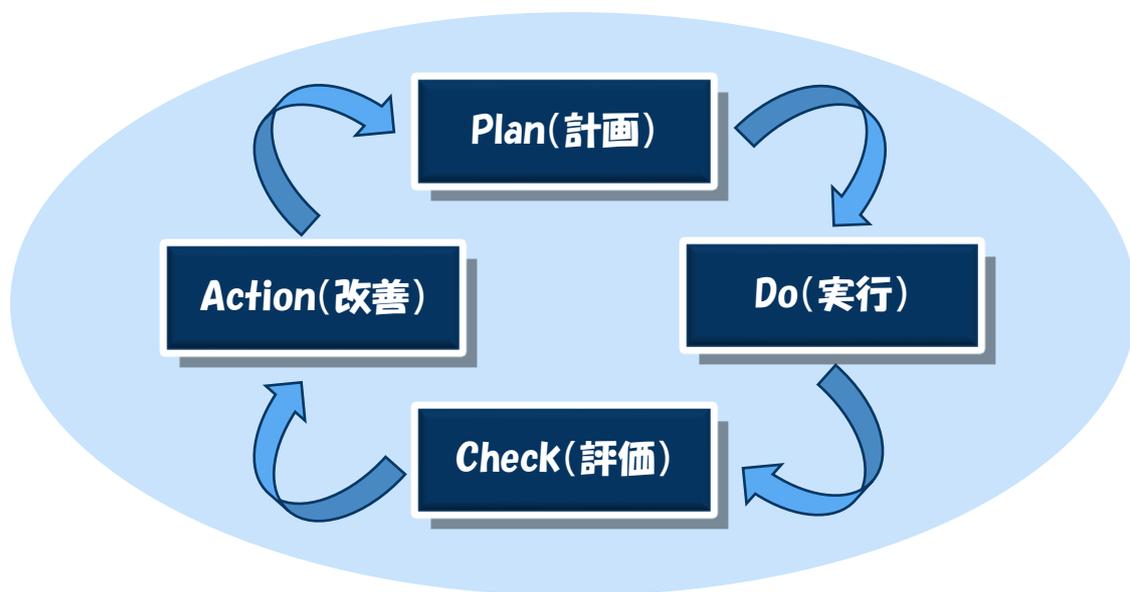


(2) 市民・事業者等との連携

男女共同参画社会の実現には、行政の力のみで達成できるものではなく、市民一人ひとりの意識改革によることが大きいことから、社会のあらゆる場面での市民それぞれの自主的な取組が促進されるよう、環境を整備するとともに、市民や事業者等との連携体制を深め、施策の効果的な実施に向けた取組を推進します。

(3) 計画の進行管理

本計画の進行管理については、計画で定めた施策についてPDCAサイクル「Plan（計画）⇒Do（実行）⇒Check（評価）⇒Action（改善）」を行い、「龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会」、「龍ヶ崎市男女共同参画推進会議」において、実施状況を点検・評価し、必要な見直しを行います。



資料編

1. 法令、条例等

(1) 男女共同参画社会基本法

平成十一年六月二十三日 法律第七十八号

最終改正：平成十一年十二月二十二日 法律第六十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されるこ

とを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同

参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。
- 3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。
- 4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

附 則 (平成十一年七月十六日法律第百二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年十二月二十二日法律第百六十号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十九年三月三十一日 法律第十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
 - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
 - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
 - ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十五条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞な

く、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（次条及び第二十条第一項において「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十二条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十二条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十三条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十四条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十五条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十六条 第八条第一項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうと

する女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第十七条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第十八条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第十九条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第二十一条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十三条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第十八条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活にお

る活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第十八条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。
- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
 - 一 一般事業主の団体又はその連合団体
 - 二 学識経験者
 - 三 その他当該関係機関が必要と認める者
- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十四条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十五条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第二十六条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（権限の委任）

第二十七条 第八条から第十二条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第二十八条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第二十九条 第十二条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十八条第四項の規定に違反した者
- 二 第二十四条の規定に違反した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十二条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項の規定に違反した者

二 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十二条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第二十九条、第三十一条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十四条 第二十六条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第十八条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十四条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(社会保険労務士法の一部改正)

第五条 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の二十六の次に次の一号を加える。

二十の二十七 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）

(内閣府設置法の一部改正)

第六条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項の表に次のように加える。

平成三十八年三月三十一日	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十四号)第五条第一項に規定するものをいう。)の策定及び推進に関すること。
--------------	--

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和三十二年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成十三年四月十三日 法律第三十一号

最終改正：平成二十六年四月月二十三日 法律第二十八号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社

会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であつて生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であつた者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
- 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

- 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
- 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
- 三 被害者（被害者がある家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条及び第八条の三において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
- 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

（配偶者からの暴力の発見者による通報等）

第六条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治四十年法律第四十五号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第八条の三 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適切かつ迅速な処理）

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - 二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
 - 六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに

足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
- 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
- 4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
- 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
- 6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
- 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
- 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。
- 3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

(第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその結婚が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十六年六月二日法律第六十四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成十九年七月十一日法律第百十三号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成二十五年七月三日法律第七十二号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則（平成二十六年四月二十三日法律第二十八号）抄

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

（４）茨城県男女共同参画推進条例

平成 13 年 3 月 28 日 茨城県条例第 1 号

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急に実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（基本理念）

第 3 条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
- 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
- 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
- 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
- 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。
- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な

事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるよう努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

(5) 龍ヶ崎市男女共同参画推進条例

平成14年3月27日 条例第3号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

1999年には、男女共同参画社会基本法が施行され、男女が自らの意思によって、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の形成が、21世紀の最重要課題と位置付けられている。

龍ヶ崎市においても、女性問題の解決と女性の地位向上等に関する施策を積極的に展開し、男女平等に向けた取組を進めてきた。しかし、性別による役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く残っており、男女平等の達成にはなお一層の努力が求められている。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急激な変化の中で、すべての市民が安心していきいきと暮らしていくためには、龍ヶ崎市の地域特性を生かした男女共同参画社会の形成を最重要課題と位置付け、これまでの取組を踏まえつつ、積極的に推進していくことが必要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画についての基本理念を明らかにし、龍ヶ崎市、市民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、龍ヶ崎市(以下「市」という。)、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 事業者 市内において営利を目的として事業を行う法人及び個人、公益法人その他の団体をいう。
- (3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し当該機会を積極的に提供することをいう。
- (4) セクシュアル・ハラスメント 相手の意に反した性的な言動（身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示などさまざまな態様のものをいう。）により、当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は当該個人に不利益を与えることをいう。
- (5) ドメスティックバイオレンス 配偶者等に対して、身体的暴力、精神的暴力（心ない言動等により相手の心を傷つけることなどをいう。）、経済的暴力（生活費を渡さないことなどをいう。）又は性的な暴力及び虐待行為をいう。

第2章 基本理念

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることなどの男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。

（社会における制度又は慣行・慣習の是正）

第4条 男女共同参画社会の形成は、性別による固定的な役割分担等を反映した、社会における制度又は慣行・慣習をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行・慣習が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう、推進されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について、家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、就業、就学その他の社会生活における活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

（国際的協調）

第7条 男女共同参画社会の形成は、国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して、推進されなければならない。

（生涯にわたる女性の健康維持）

第8条 男女共同参画社会の形成は、男女の対等な関係の下に、互いの性を尊重するとともに、女性固有の身体的変化に配慮し、女性の生涯にわたる健康の維持が図られることを旨として、推進されなければならない。

第3章 市、市民、事業者の責務

（市の責務）

第9条 市は、前章に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たり、市民及び事業者の理解が深まるよう必要な啓発活動を行わなければならない。

3 市は、男女共同参画の推進に向け、国及び他の地方公共団体と連携するよう努めなければならない。

（市民の責務）

第10条 市民は、男女共同参画に関する理解を深め、家庭、職場、学校、地域その他あらゆる場において、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 市民は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第11条 事業者は、その事業活動に関し、基本理念にのっとり男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 事業者は、市が行う男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

（基本計画）

第12条 市長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るため、基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

（2） 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定するに当たっては、市民及び事業者の意見を聴くとともに、男女共同参画推進委員会に諮問しなければならない。

4 市長は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（調査研究等）

第13条 市は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

（男女共同参画の推進に関する教育等）

第14条 市は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

（市民等に対する支援）

第15条 市は、市民又は事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（相談の申出）

第16条 性別による差別等男女共同参画を阻害する要因によって人権が侵害されたと認める市民（この項において、市内の事業所等に在勤、在学する者を含む。）は、その旨を市長に申し出ることができる。

2 市長は、前項の規定による申出を受けたときは、これに適切かつ迅速に対応するものとする。

3 市長は、前項の規定により申出に対応する場合において、必要があると認めるときは、調査を行うことができる。この場合において、関係者は当該調査に協力するよう努めなければならない。

4 市長は、前項の規定による調査により、必要があると認めるときは、関係者に対し要請又は指導を行うことができるものとする。

(男女共同参画推進月間)

第17条 男女共同参画の推進について、市民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設けるものとする。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

(附属機関等における積極的改善措置)

第18条 市は、附属機関（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づく附属機関をいう。）その他これに準ずるものにおける委員の委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第19条 市長は、毎年、市が行った男女共同参画の推進に関する施策の実施状況等を明らかにする報告書を作成し、これを公表するものとする。

2 事業者は、前項の規定による報告書の作成に当たり、市長が行う調査に対して協力するものとする。

第5章 性別による権利侵害の禁止

(性別による権利侵害の禁止)

第20条 何人も、家族、学校、地域、職場その他のあらゆる分野において、性別を理由とする権利侵害や差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 何人も、ドメスティックバイオレンスを行ってはならない。

第6章 補則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

2. 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会

(1) 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例

平成8年3月28日 条例第3号

最終改正：平成30年3月22日 条例第10号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成を目指し、男女共同参画に関する施策を適切に推進するため、龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に係る基本的な計画に関すること。
- (2) 男女共同参画の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に関して必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内で構成する。

2 委員は、公募の市民（龍ヶ崎市まちづくり基本条例（平成26年龍ヶ崎市条例第58号）第3条第1号に規定する市民（法人その他の団体を除く。）をいう。）、市議会議員及び学識経験を有する者等のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議への出席若しくは資料の提出又は調査を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部こども家庭課において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この条例は、平成8年4月1日から施行する。

付 則（平成9年3月21日条例第2号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

付 則（平成10年12月16日条例第27号）

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

付 則（平成14年3月27日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際、現に改正前の龍ヶ崎市女性行政推進委員会設置条例（以下「改正前の条例」という。）に基づく会長、副会長及び委員である者は、それぞれ、この条例に基づく会長、副会長及び委員として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定に基づく委嘱の日から起算するものとする。

付 則（平成14年12月10日条例第47号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

付 則（平成18年12月28日条例第47号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

付 則（平成23年3月28日条例第4号）

この条例は、平成23年5月1日から施行する。

付 則（平成26年3月28日条例第26号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則（平成27年6月30日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成27年9月1日から施行する。

（龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例の一部改正に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例（以下この項において「改正前の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会の委員である者は、同条の規定による改正後の龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会設置条例（次項において「改正後の条例」という。）に規定する龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会の委員（次項において「委員」という。）として引き続き存在するものとし、その任期は、改正前の条例の規定による委嘱の日から起算するものとする。

3 この条例の施行の日から平成28年9月30日までの間に委嘱される委員の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、平成28年9月30日までとする。

付 則（平成29年3月29日条例第5号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

付 則（平成30年3月22日条例第10号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会委員名簿

役職名	氏名	所属等
会長	東 美 晴	流通経済大学
副会長	松 尾 周 子	市民代表
	横 岡 明 彦	龍ヶ崎市商工会
委員	鴻 巣 綾 子	市民代表
	松 田 一 彦	
	武 田 美 春	
	吉 田 俊 子	
	久米原 孝 子	龍ヶ崎市議会
	城 倉 純 子	(一社) 大学女性協会茨城支部
	小 林 克 己	龍ヶ崎人権擁護委員協議会
	黒 羽 勉	龍ヶ崎市教頭会
	藤 城 早希子	龍ヶ崎市PTA連絡協議会
	小 林 史 人	(一社) 竜ヶ崎青年会議所
	土 屋 廣 子	龍ヶ崎市女性会
石 川 克 恵	水郷つくば農業協同組合	

※平成31(2019)年2月6日〔答申時〕現在、敬称略

3. 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議

(1) 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議設置規程

平成 11 年 4 月 27 日 訓令第 9 号

最終改正：平成 30 年 2 月 28 日 訓令第 7 号

(設置)

第 1 条 本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ効果的に推進するため、龍ヶ崎市男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の企画及び推進に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する関係部課等間の連絡調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画に関して必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 市長
- (2) 副市長
- (3) 教育長
- (4) 部長
- (5) 市長公室長
- (6) 議会事務局長

(推進会議)

第 4 条 推進会議は、市長が招集し、議長となる。ただし、市長に事故があるとき、又は欠けたときは、副市長がその職務を代理する。

(ワーキングチーム)

第 5 条 推進会議にワーキングチームを置く。

2 ワーキングチームは、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 男女共同参画に関する施策の調査研究及び立案に関すること。
- (2) 基本計画に掲げる施策の推進方策に関すること。
- (3) その他男女共同参画の推進に必要な事項に関すること。

3 ワーキングチームのリーダー（以下「リーダー」という。）には、こども家庭課長補佐をもって充てる。

4 リーダーを除くワーキングチームの構成員は 10 人以内、その任期は 2 年とし、市長が任命する。

(報告)

第 6 条 リーダーは、ワーキングチームの所掌事項の経過及び結果について、推進会議に報告するものとする。

(庶務)

第 7 条 推進会議及びワーキングチームの庶務は、福祉部こども家庭課において処理する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この訓令は、公布の日から施行する。

付 則 (平成14年3月22日訓令第3号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

付 則 (平成17年7月27日訓令第9号)

この訓令は、平成17年8月1日から施行する。

付 則 (平成18年3月30日訓令第6号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年3月15日訓令第19号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成21年3月31日訓令第31号)

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年4月14日訓令第34号)

この訓令は、平成23年5月1日から施行する。

付 則 (平成26年3月31日訓令第10号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月13日訓令第11号)

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成30年2月28日訓令第7号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(2) 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議ワーキングチーム名簿

氏 名	課 名
◎ 沼 尻 典 子	こども家庭課
清 原 諭	危機管理課
藤 平 浩 貴	人事課
木 村 留 美	社会福祉課
高 倉 貴 子	健康増進課
鴻 巣 倫 子	健幸長寿課
前 田 直	市民窓口課
森 下 由 佳	商工観光課
福 元 綾 香	都市計画課
近 野 英 樹	教育総務課

※「◎：リーダー」、課名は平成30(2018)年4月1日現在、敬称略

4. 策定経過

年月日	内容	
●平成 29 (2017) 年度		
10月6日(金) ～ 10月26日(木)	<男女共同参画社会に関する市民意識調査> 【調査対象者】 市内在住の満18歳以上満80歳未満の男女【回収結果】 配布数：3,000票、有効回収数：1,100票 (有効回収率：36.7%)	
●平成 30 (2018) 年度		
6月20日(水)	第1回 推進委員会	(1) 平成 29 (2017) 年度実施状況報告について (2) 平成 30 (2018) 年度事業計画について (3) 諮問について (4) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画策定スケジュールについて (5) 男女共同参画社会に関する市民意識調査の報告について (6) その他
7月24日(火)	第1回 ワーキング 会議	(1) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画について (2) 龍ヶ崎市男女共同参画推進会議の概要 (3) 男女共同参画推進会議ワーキング会議スケジュールについて (4) 平成 29 (2017) 年度事業報告及び男女共同参画社会に関する市民意識調査を受けた各課の担当業務における課題の抽出
8月23日(木)	第2回 推進委員会	(1) イクメン・イクジイ川柳の最終審査選考について (2) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画計画骨子案について (3) その他
9月26日(水)	第3回 推進委員会	(1) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画案について (2) その他
10月23日(火)	第2回 ワーキング 会議	(1) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画における各課業務の検討について (2) キャッチフレーズについて
11月7日(水)	第4回 推進委員会	(1) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画案について (2) その他

年 月 日	内 容	
●平成30(2018)年度		
11月28日(水)	第5回 推進委員会	(1) 第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画案について (2) その他
12月26日(水) ゝ 1月25日(金)	<パブリックコメントの実施> 【意見の募集結果】 意見の件数：0件	
2月6日(水)	第6回 推進委員会	(1) パブリックコメント制度による意見募集の結果について (2) 答申について (3) その他

5. 諮問、答申

(1) 諮問

龍こ第 432号

平成30年6月7日

龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会
会長 東 美 晴 殿

龍ヶ崎市長 中山 一 生

第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画の策定について（諮問）

みだしのことについて、龍ヶ崎市男女共同参画推進条例（平成14年龍ヶ崎市条例第3号）第12条第3項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

（諮問理由）

本市においては、平成14年に「龍ヶ崎市男女共同参画推進条例」を制定し、同条例に基づく基本的な計画として、平成21年2月に「龍ヶ崎市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、必要な施策を総合的かつ計画的に進めています。

計画策定以降、少子高齢化社会の本格的な到来、東日本大震災等を契機とした安全・安心に対する不安の高まり、経済・社会のグローバル化の進行など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しており、時代の大きな転換期を迎えています。

また、この間、国においては、平成27年に「第4次男女共同参画基本計画」の策定や「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」、平成28年に「ストーカー規制法」の改正等により、女性を取り巻く環境が整備されてきています。

このような中、男性も女性もいきいきと暮らし、働き、活動し、幸せや暮らしを実感できるためには、社会のあらゆる場面で共に参画し、それぞれの個性を發揮できる多様性に富んだ社会の構築が必要です。

現計画は、平成30年度をもって計画期間が満了となることから、現在の男女共同参画をとりまく諸情勢を踏まえ、平成31年度からの計画を策定するため意見を求めるものです。

(2) 答申

平成31年2月6日

龍ヶ崎市長 中山 一生 殿

龍ヶ崎市男女共同参画推進委員会
会長 東 美 晴

第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画の策定について（答申）

平成30年6月7日付け、龍こ第432号において諮問のあったみだしのことについては、慎重審議の結果、妥当なものと認める。

なお、第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画（以下「本計画」という。）の推進に当たっては、下記の付帯意見に留意のうえ、『すべての人が ともに輝きながら 生きるために』を基本理念とする男女共同参画社会の実現に向けて計画的に取り組まれない。

記

- 1 男女共同参画社会の実現には、すべての人に男女共同参画の理念が浸透していくことが重要であることから、市民、事業者及び行政が、本計画の策定の意義や内容について共有し、一体となって各種施策に取り組まれない。また、本計画推進の中心的役割を担う市関係各課や関係機関との連携の強化を図られたい。
- 2 多様な分野における男女共同参画を推進していく上で、政策・方針決定過程等への女性の参画の拡大に努められたい。また、外国人が安心して暮らせる環境整備に努められたい。
- 3 妊娠・出産・子育てや、家事・介護など、家庭での役割と仕事の両立に向けた啓発や環境整備の推進を図られたい。また、男女の生涯にわたる雇用や就業に係る支援を進めていくとともに、雇用の場における男女平等の確保や、多様な働き方を選択可能にするなど、すべての人が意欲を持って就労し、能力を発揮できる環境づくりを推進されたい。
- 4 防災・災害・復興体制の確立については、女性の参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った防災・災害・復興対策に取り組まれない。
- 5 男女間のあらゆる暴力や各種ハラスメントの防止に向けた啓発や暴力の根絶及び被害者への支援体制の充実を図られたい。また、性的少数者（LGBT等）の差別や偏見をなくすための理解の促進に努められたい。

なお、本計画の着実な推進に向けて、適時その進捗状況について点検、評価を行うとともに、必要に応じて取組内容の見直しを行うなど、適切な進捗管理に努められたい。

第2次龍ヶ崎市男女共同参画基本計画
〈龍ヶ崎市女性活躍推進計画〉
〈龍ヶ崎市DV防止基本計画〉

〈すべての人が ともに輝きながら 生きるために〉

平成31（2019）年3月

発行 龍ヶ崎市

編集 龍ヶ崎市 福祉部 こども家庭課

〒301-8611



茨城県龍ヶ崎市 3710 番地

TEL 0297-64-1111（代表）

URL <https://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>